# 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

**手数料等の諸経費について**

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。

・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円

となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

**クーリング・オフの適用について**

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

・商号等　：マネックス証券株式会社
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号

・本店所在地　：〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

・設立　：1999 年 5 月

・資本金　：12,200 百万円

・主な事業　：金融商品取引業

・加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　一般社団法人 日本投資顧問業協会

・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

・連絡先　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料）
　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

# 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

**例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合**

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

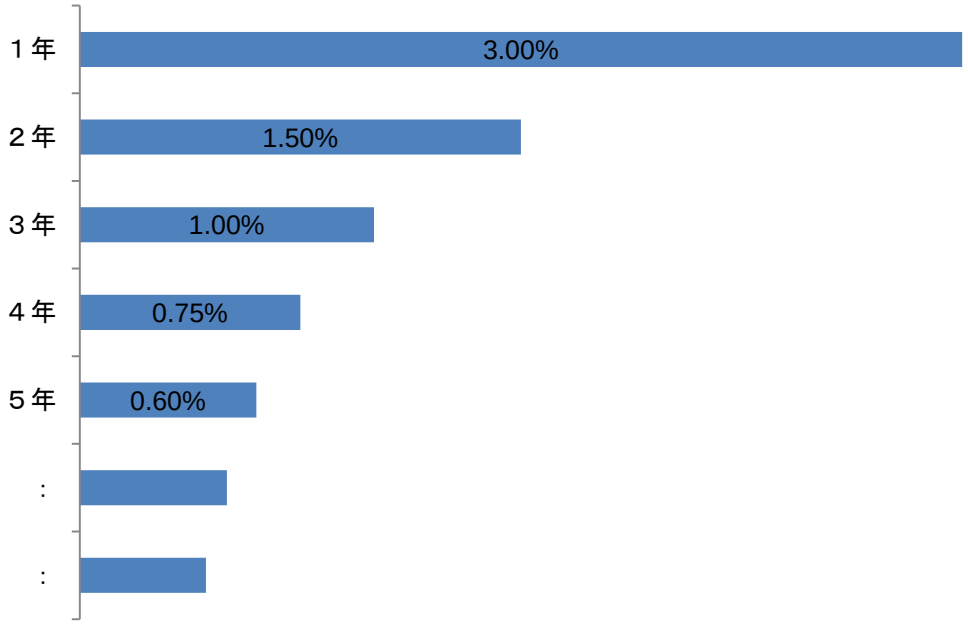


※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2015 年 8 月）

投資信託説明書
（交付目論見書）
使用開始日 2017.9.22

# グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）

追加型投信／内外／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類 | | |
|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
| 追加型 | 内外 | 債券 |

| 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| その他資産（投資信託証券（債券　一般）） | 年12回（毎月） | グローバル（日本含む） | ファミリーファンド | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）

この目論見書により行う「グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年9月21日に関東財務局長に提出しており、2017年9月22日に効力が生じております。


**委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社**
ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者:関東財務局長（金商）第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:12兆6,745億円
（2017年6月30日現在）
ホームページアドレス
http://www.am.mufg.jp/
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034（受付時間:営業日の9:00～17:00）

**受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社**
ファンドの財産の保管・管理等を行います。


MUFG 三菱UFJ国際投信

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 特色1 先進国と新興国のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とします。

◆ 先進国高金利通貨オープン マザーファンドを通じて先進国の債券に、新興国高金利通貨オープン マザーファンドを通じて新興国の債券に投資します。

◆ 債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

*1 【ソブリン債券】 各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。
また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2 【準ソブリン債券】 政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

## 特色2 先進国と新興国の債券に当ファンドの純資産総額の50%程度ずつ投資し、それぞれの割合が一定の範囲となるよう調整します。

◆ **原則として、相対的に金利の高い先進国5通貨、新興国5通貨を選定し、現地通貨建の債券に均等に投資します。**

◆ **原則として、選定通貨の見直しは、定期的に行います。**

●委託会社が必要と判断した場合は、別のタイミングで一部通貨の入替えを行うことがあります。

◆ **残存期間が3年を超える債券には、原則として投資を行いません。**

※市況動向等によっては、選定した通貨建債券等の代替として、米ドル建等の債券等に投資する場合があります。
また、流動性等を考慮して、為替予約取引等を利用して各国通貨への実質的な投資を行う場合があります。

◆ **原則として、対円での為替ヘッジは行いません。**

### 投資対象国

（2017年6月末現在）

**先進国（計20ヵ国）** J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル採用国および委託会社が判断する国を対象とします。

オーストラリア、フランス、ドイツ、イギリス、アイルランド、イタリア、フィンランド、オランダ、ノルウェー、日本、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、アメリカ、オーストリア、ベルギー、ニュージーランド、カナダ、デンマーク

**新興国（計15ヵ国）** J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ採用国を対象とします。

ブラジル、コロンビア、フィリピン、マレーシア、メキシコ、ポーランド、ロシア、トルコ、ハンガリー、チリ、ペルー、ルーマニア、南アフリカ、アルゼンチン、チェコ

※上記の2つのインデックスで採用されている国（または通貨）がある場合には、委託会社が先進国または新興国のいずれの対象国となるかを判断します。

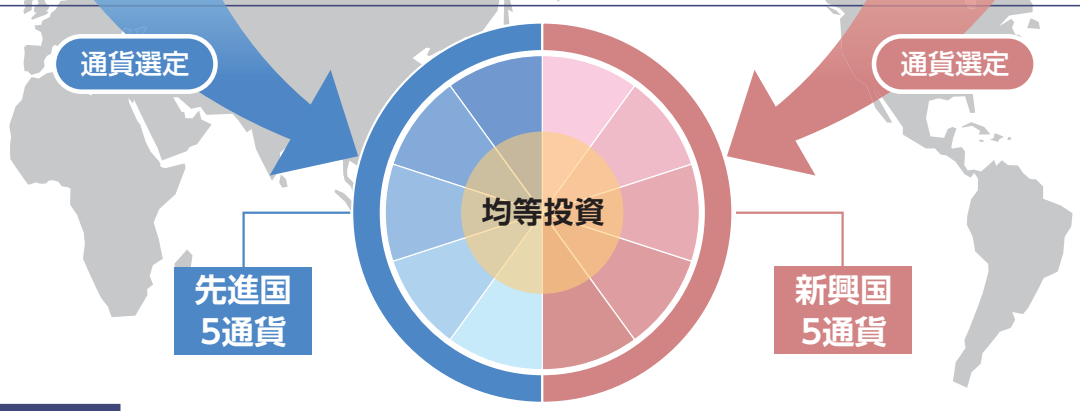


### 通貨選定について

●各通貨の金利水準を最重要視します。
●各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等も考慮します。
●ユーロ通貨の金利は、投資対象国のユーロ採用国の中から最も金利の高い国の金利を採用し、実際に投資する場合は、原則として同国の債券に投資します。
※各国のファンダメンタルズや市場規模等を考慮して、選定通貨数を先進国および新興国で5通貨ずつ（合計10通貨）としない場合があるほか、各国の流動性や金利状況等を勘案して、各通貨への投資配分を均等としない場合もあります。

**投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。**

## 特色3 「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の運用指図権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

●ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

## 特色4 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

◆ 毎年6月および12月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

### 収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

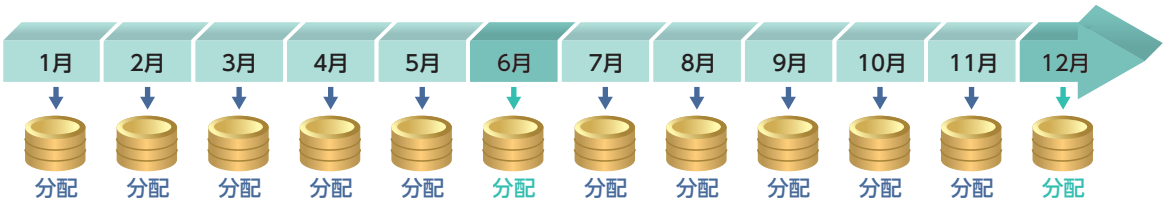


上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

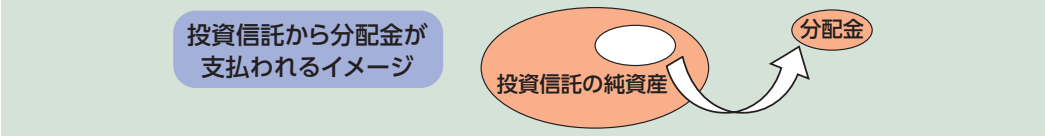


◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合

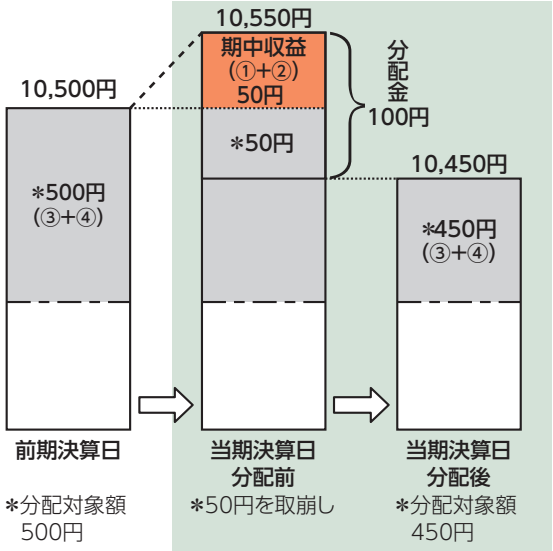


#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

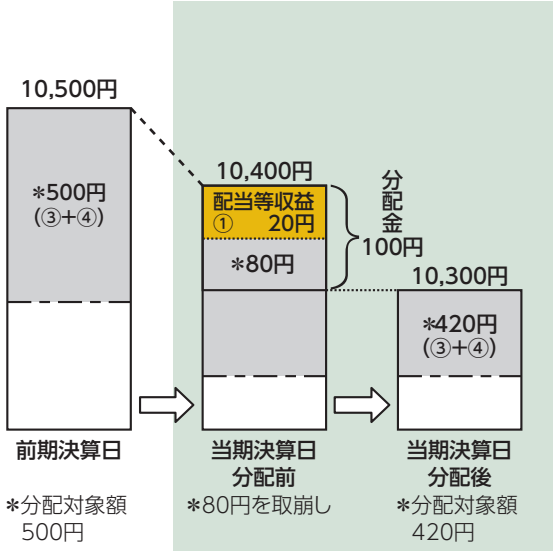


※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

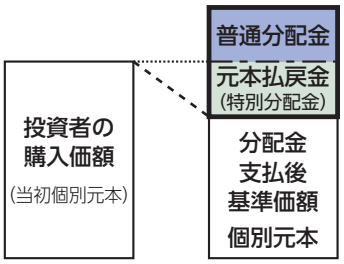


※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

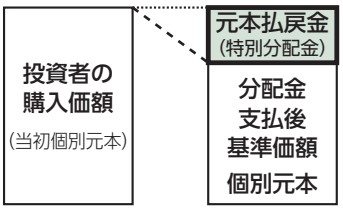


普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## ■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

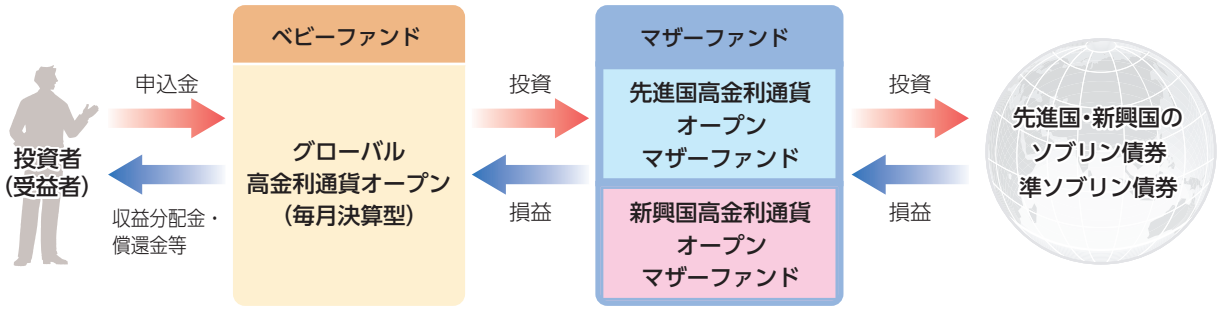


ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

## ■ 主な投資制限

| | |
|---|---|
| マザーファンドへの投資 | マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。 |
| ソブリン債券以外への投資 | ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。 |
| 同一企業が発行する債券への投資 | 同一企業が発行する債券への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。 |

**使用している指数について**
●J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル(J.P. Morgan GBI Global)
●J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ(J.P. Morgan GBI-EM)
情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。
Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
**投資信託は預貯金と異なります。**
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

| | |
|---|---|
| **為替変動リスク** | 当ファンドは、原則として10通貨建の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。 |
| **金利変動リスク** | 投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。<br>また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、残存期間の長い債券は金利変動に対する債券価格の感応度が高く、価格変動が大きくなる傾向があります。 |
| **信用リスク**（デフォルト・リスク） | 債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。<br>一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。 |
| **流動性リスク** | 有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。 |

# 投資リスク

| | |
|---|---|
| **カントリー・リスク** | 債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。<br>新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。<br>・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。<br>・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。<br>・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。<br>・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。<br>この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。 |

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。
なお、「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2012年7月末～2017年6月末)

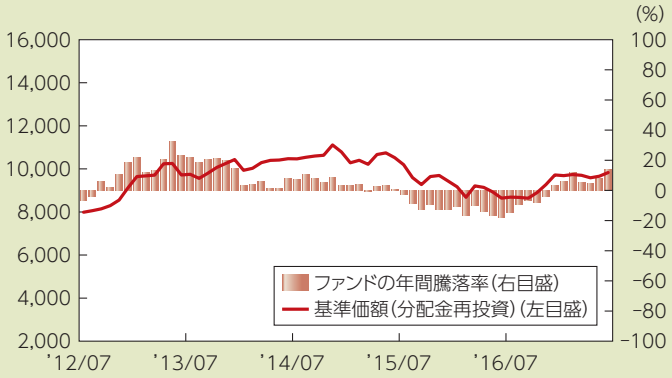


● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年7月末～2017年6月末)

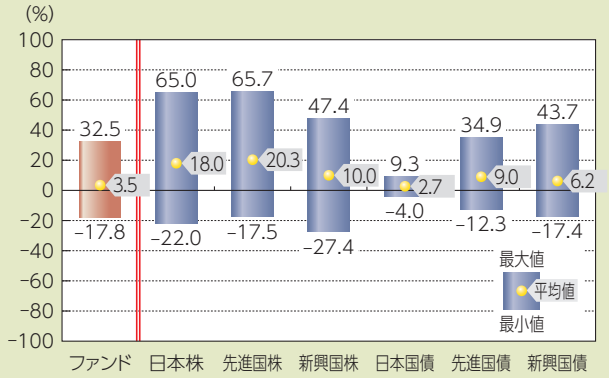


(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**

### 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|---|---|---|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI (国債) | NOMURA−BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA−BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA−BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。 |
| 先進国債 | シティ世界国債インデックス(除く日本) | シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

# 運用実績

2017年6月30日現在

## 基準価額・純資産の推移 2008年1月31日(設定日)～2017年6月30日

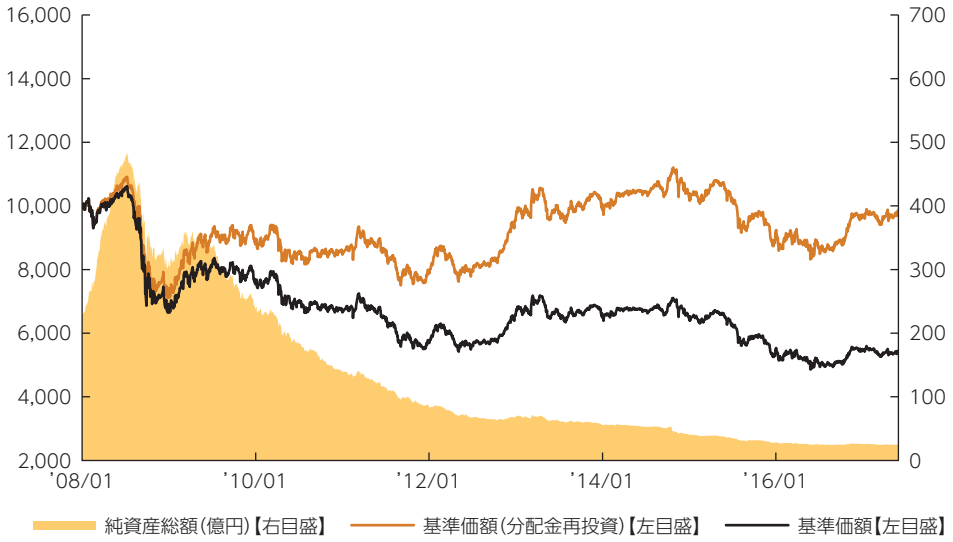


•基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## 基準価額・純資産

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 5,427円 |
| 純資産総額 | 24.8億円 |

## 分配の推移

| | |
|---|---|
| 2017年 6 月 | 25円 |
| 2017年 5 月 | 25円 |
| 2017年 4 月 | 25円 |
| 2017年 3 月 | 25円 |
| 2017年 2 月 | 25円 |
| 2017年 1 月 | 25円 |
| 直近1年間累計 | 300円 |
| 設定来累計 | 4,030円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

## 主要な資産の状況

| 通貨別構成 | 比率 |
|---|---|
| アメリカドル | 10.8% |
| ニュージーランドドル | 10.2% |
| シンガポールドル | 10.1% |
| オーストラリアドル | 10.0% |
| 南アフリカランド | 9.8% |
| トルコリラ | 9.6% |
| アルゼンチンペソ | 9.5% |
| カナダドル | 9.5% |
| その他 | 20.5% |
| 合計 | 100.0% |

| | 組入上位銘柄 | 種別 | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 4 SINGAPORGOVT 180901 | 国債 | シンガポール | 10.0% |
| 2 | 2.75 AUST GOVT 191021 | 国債 | オーストラリア | 10.0% |
| 3 | 6 NZ GOVT 171215 | 国債 | ニュージーランド | 9.9% |
| 4 | 0.5 CAN GOVT 190201 | 国債 | カナダ | 9.5% |
| 5 | 4 T-NOTE 180815 | 国債 | アメリカ | 8.9% |
| 6 | 6.7 RUSSIA GOVT B 190515 | 国債 | ロシア | 8.8% |
| 7 | BRAZIL-LTN 190101 | 国債 | ブラジル | 7.8% |
| 8 | 21.2 REPUBLIC OF 180919 | 国債 | アルゼンチン | 7.1% |
| 9 | 8 SOUTH AFRICA 181221 | 国債 | 南アフリカ | 6.5% |
| 10 | 8.8 TURKEY GOVT 181114 | 国債 | トルコ | 4.1% |

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## 年間収益率の推移

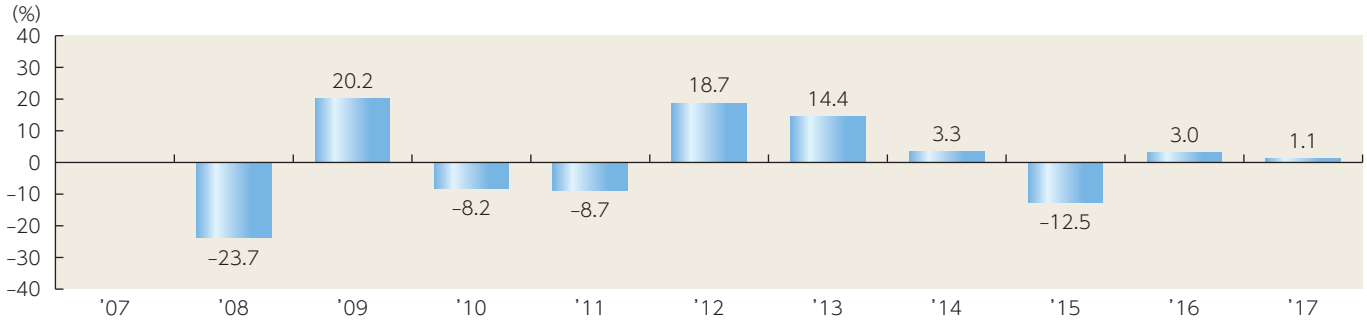


•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2008年は設定日から年末までの、2017年は年初から6月30日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**
**運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。**

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

| | | |
|---|---|---|
| 購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金時 | 換金単位 | 販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 |
| | 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込について | 申込不可日 | ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 |
| | 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 |
| | 購入の申込期間 | 2017年9月22日から2018年1月18日まで |
| | 換金制限 | 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 |
| その他 | 信託期間 | 2018年1月22日まで(2008年1月31日設定) |
| | 繰上償還 | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。<br>・当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回ることとなった場合<br>・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| | 決算日 | 毎月22日(休業日の場合は翌営業日) |
| | 収益分配 | 毎月の決算時に分配を行います。<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| | 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| | 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 6ヵ月毎(6・12月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。 |
| | 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |

# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

**投資者が直接的に負担する費用**

**購入時手数料**

| 支払先 | 購入時手数料 | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|---|
| 販売会社 | 購入価額に対して、**上限3.24%(税抜 3.00%)**<br>(販売会社が定めます) | 当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

**信託財産留保額**

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.15%**をかけた額

**投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

**運用管理費用(信託報酬)**

日々の純資産総額に対して、**年率0.972%(税抜 年率0.900%)**をかけた額

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

| 支払先 | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 0.440% | 当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.430% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 0.030% | 当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

●運用指図権限の委託先への報酬
委託会社が受取る運用管理費用から年2回の別に定める日をもって支払うものとし、その報酬額は、新興国高金利通貨オープン マザーファンドの日々の純資産総額に年0.3%の率をかけて得た額を、同マザーファンドに対する当ファンドの所有割合で按分した額とします。

**その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。
・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## 税　金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時　期 | 項　目 | 税　金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税　普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税　換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は、2017年6月末現在のものです。
※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。
※法人の場合は、上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

# MEMO

# MEMO

MUFG 三菱UFJ国際投信

目論見書を読み解くガイド
http://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html

投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日 2017.9.22

# グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）

追加型投信／内外／債券

MUFG 三菱UFJ国際投信

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

１．「グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を平成２９年９月２１日に関東財務局長に提出しており、平成２９年９月２２日にその届出の効力が発生しております。
２．本投資信託説明書（請求目論見書）は金融商品取引法第１３条第２項第２号の規定に基づく目論見書です。

・ファンドは、公社債など値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
・投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
・登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
・投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
・投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

発行者名　　：三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
代表者の役職氏名：取締役社長　　松田　通
本店の所在の場所：東京都千代田区有楽町一丁目 12 番１号

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称
：グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額
：上限１兆円
縦覧に供する場所：該当ありません

当ファンドにおける課税上の取扱いは株式投資信託となります。

# 目　　次

頁

第一部　証券情報 ..... 1

第二部　ファンド情報 ..... 4

第１　ファンドの状況 ..... 4

第２　管理及び運営 ..... 50

第３　ファンドの経理状況 ..... 57

第４　内国投資信託受益証券事務の概要 ..... 75

第三部　委託会社等の情報 ..... 77

第１　委託会社等の概況 ..... 77

「グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）」約款

# 第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）
（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。
ファンドの委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額*とします。
なお、原則として午後３時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

＊　「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した１口当たりの純資産額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）
　基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

| |
|---|
| 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。）<br>電話番号：0120-151034（お客様専用フリーダイヤル）<br>（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）<br>ホームページ アドレス：http://www.am.mufg.jp/ |

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、3.24％（税抜3.00％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

販売会社は、「グローバル高金利通貨オープン（１年決算型）」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

「自動けいぞく投資コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位（当初元本１口＝１円）

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、１口単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

（７）【申込期間】

平成29年９月22日から平成30年１月18日までです。

取得の申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

ただし、次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

・ ニューヨークの銀行の休業日
・ ニューヨーク証券取引所の休業日
・ ロンドンの銀行の休業日
・ ロンドン証券取引所の休業日

（８）【申込取扱場所】

販売会社で申込みの取扱いを行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

| |
|---|
| 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社<br>電話番号：0120-151034（お客様専用フリーダイヤル）<br>（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）<br>ホームページ アドレス：http://www.am.mufg.jp/ |

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金*を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

＊ 申込代金は、申込金額（取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。）の指定するファンドに係る口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

① 申込みの方法

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

取得の申込みのときに「分配金受取コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。（取扱いコースの照会先は販売会社となります。）

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款＊」に基づく契約の締結等の諸手続きが必要となります。

＊ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ その他留意事項

ａ．金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

ｂ．申込代金には利息をつけません。

ｃ．振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

＊　ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

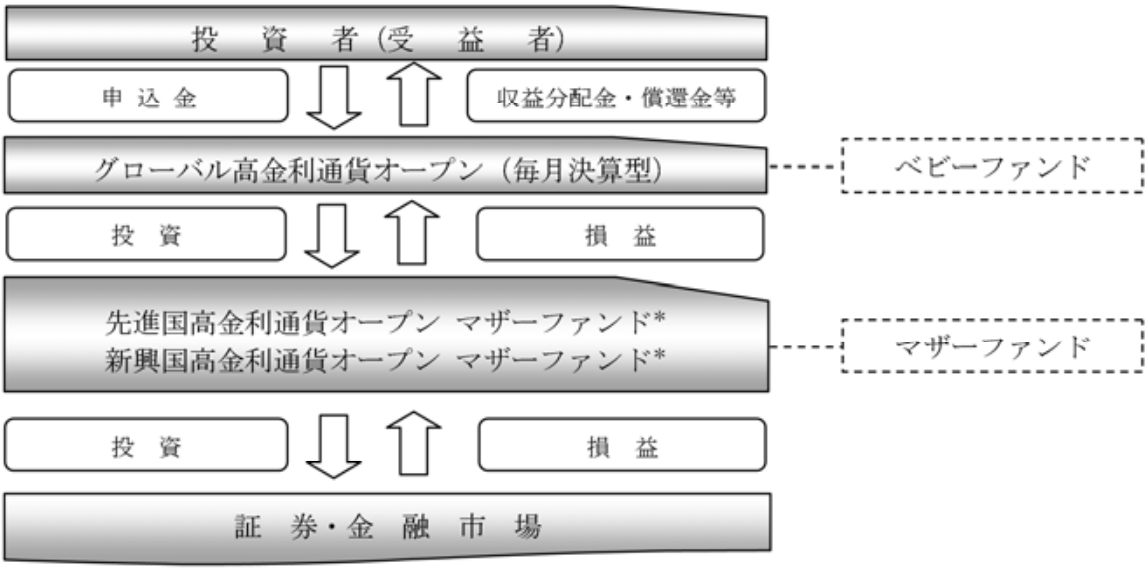


＊　「先進国高金利通貨オープン　マザーファンド」、「新興国高金利通貨オープン　マザーファンド」については、以下、総称して「マザーファンド」という場合があります。

②　信託金の限度額

5,000億円です。

＊　委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

③　基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型の別 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉となる資産） |
|---|---|---|
| 単位型投信<br><br>追加型投信 | 国　　内<br><br>海　　外<br><br>内　　外 | 株　　式<br>債　　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>資産複合 |

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

| | |
|---|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 内　外 | 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債　券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産<br>（実際の組入資産） | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br><br>不動産投信<br><br>その他資産<br>（投資信託証券（債券・一般））<br><br>資産複合 | 年１回<br><br>年２回<br><br>年４回<br><br>年６回（隔月）<br><br>年12回（毎月）<br><br>日々<br><br>その他 | グローバル<br>（日本含む）<br><br>日本<br><br>北米<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東（中東）<br><br>エマージング | ファミリーファンド<br><br>ファンド・オブ・ファンズ | あり<br><br>なし |

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

| | |
|---|---|
| その他資産<br>（投資信託証券（債券・一般）） | 投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、債券（一般*）に投資する。<br>＊一般とは、公債＊1、社債＊2、その他債券＊3属性にあてはまらない全てのものをいう。 |
| 年12回（毎月） | 目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。 |
| グローバル（日本含む） | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

＊１公債・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

＊２社債・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

＊３その他債券・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

※　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※　商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

④　ファンドの特色

**特色1　先進国と新興国のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とします。**

◆先進国高金利通貨オープン マザーファンドを通じて先進国の債券に、新興国高金利通貨オープン マザーファンドを通じて新興国の債券に投資します。

◆債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

*1　【ソブリン債券】　各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。
また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2　【準ソブリン債券】　政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

## 特色2 先進国と新興国の債券に当ファンドの純資産総額の50%程度ずつ投資し、それぞれの割合が一定の範囲となるよう調整します。

◆ **原則として、相対的に金利の高い先進国5通貨、新興国5通貨を選定し、現地通貨建の債券に均等に投資します。**

◆ **原則として、選定通貨の見直しは、定期的に行います。**

●委託会社が必要と判断した場合は、別のタイミングで一部通貨の入替えを行うことがあります。

◆ **残存期間が3年を超える債券には、原則として投資を行いません。**

※市況動向等によっては、選定した通貨建債券等の代替として、米ドル建等の債券等に投資する場合があります。
また、流動性等を考慮して、為替予約取引等を利用して各国通貨への実質的な投資を行う場合があります。

◆ **原則として、対円での為替ヘッジは行いません。**

### 投資対象国

(2017年6月末現在)

**先進国(計20ヵ国)** J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル採用国および委託会社が判断する国を対象とします。

オーストラリア、フランス、ドイツ、イギリス、アイルランド、イタリア、フィンランド、オランダ、ノルウェー、日本、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、アメリカ、オーストリア、ベルギー、ニュージーランド、カナダ、デンマーク

**新興国(計15ヵ国)** J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ採用国を対象とします。

ブラジル、コロンビア、フィリピン、マレーシア、メキシコ、ポーランド、ロシア、トルコ、ハンガリー、チリ、ペルー、ルーマニア、南アフリカ、アルゼンチン、チェコ

※上記の2つのインデックスで採用されている国(または通貨)がある場合には、委託会社が先進国または新興国のいずれの対象国となるかを判断します。

**通貨選定について**

●各通貨の金利水準を最重要視します。
●各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等も考慮します。
●ユーロ通貨の金利は、投資対象国のユーロ採用国の中から最も金利の高い国の金利を採用し、実際に投資する場合は、原則として同国の債券に投資します。
※各国のファンダメンタルズや市場規模等を考慮して、選定通貨数を先進国および新興国で5通貨ずつ(合計10通貨)としない場合があるほか、各国の流動性や金利状況等を勘案して、各通貨への投資配分を均等としない場合もあります。

**投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。**

## 特色3 「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の運用指図権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

●ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

## 特色4 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ **毎月22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。**

◆ **毎年6月および12月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。**

収益分配方針

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

**計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合**

**前期決算日から基準価額が上昇した場合**

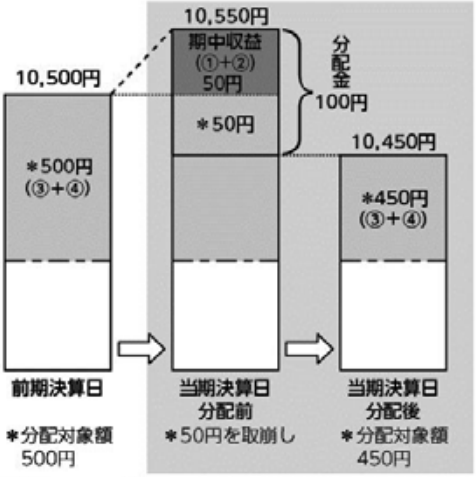


**前期決算日から基準価額が下落した場合**

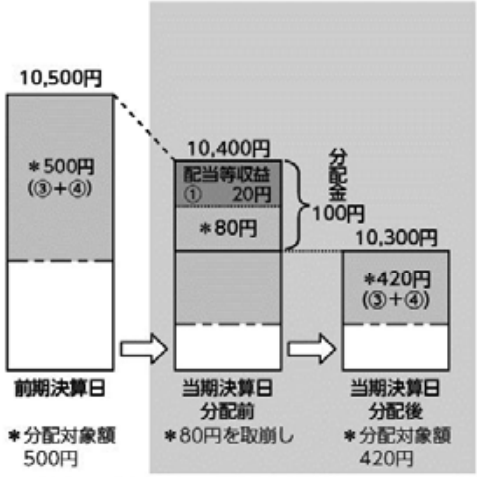


※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

**分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合**

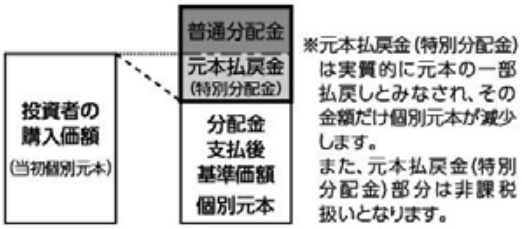


※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

**分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合**

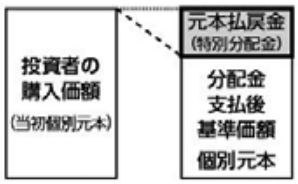


普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。


**使用している指数について**
- J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル（J.P. Morgan GBI Global）
- J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ（J.P. Morgan GBI-EM）

情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。
Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

（２）【ファンドの沿革】

平成20年１月31日　証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成27年７月１日　ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

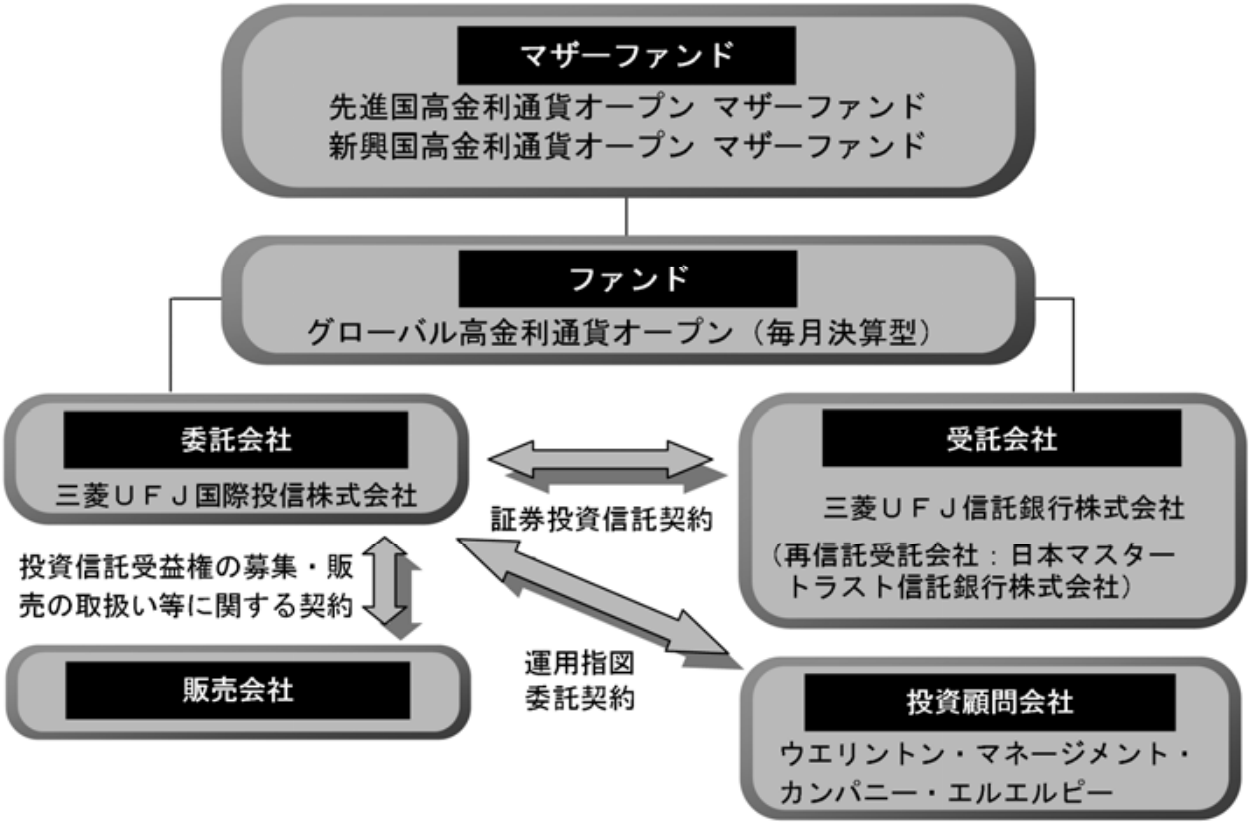


②　委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

ａ．委託会社（三菱ＵＦＪ国際投信株式会社）

ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。

ｂ．受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

ｃ．投資顧問会社（ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー）

新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの運用指図等を行います。

ｄ．販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

③　委託会社が関係法人と締結している契約の概要

ａ．証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）

証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

ｂ．運用指図委託契約（委託会社と投資顧問会社との契約）

新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

ｃ．投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）

受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

④　委託会社の概況

ａ．資本金（平成29年６月末現在）

2,000百万円

ｂ．沿革

平成９年５月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

平成27年７月　三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

ｃ．大株主の状況（平成29年６月末現在）

| 氏名または名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---|---|---|---|
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 | 107,855株 | 50.97% |
| 三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目５番２号 | 71,969株 | 34.01% |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目７番１号 | 31,757株 | 15.00% |

ｄ．金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

## ２【投資方針】

### （１）【投資方針】

①　基本方針

ファミリーファンド方式により、先進国と新興国のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50％を超えている企業の発行する債券をいいます。）を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

②　投資態度

ａ．マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

ｂ．原則として、ファンドの純資産総額に対して各マザーファンドへ２分の１程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

ｃ．マザーファンド受益証券を通じて、先進国と新興国の現地通貨建のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。

ｄ．ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

（ａ）ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35％以内とします。

（ｂ）同一企業が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

（ｃ）残存期間が３年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。

ｅ．債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

ｆ．実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

ｇ．投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③　運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

先進国高金利通貨オープン　マザーファンドおよび新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの各受益証券を通じて、先進国と新興国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、（5）○信託約款に定める投資制限の⑧ないし⑩および⑱に定めるものに限ります。）に係る権利

ｃ．約束手形

ｄ．金銭債権

②　運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国高金利通貨オープン　マザーファンドおよび新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

ｂ．国債証券

ｃ．地方債証券

ｄ．特別の法律により法人の発行する債券

ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ｆ．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

ｈ．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

ｉ．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

ｊ．コマーシャル・ペーパー

ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａ．からｋ．の証券または証書の性質を有するもの

ｍ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

ｎ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
ｏ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
ｐ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
ｑ．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
ｒ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ｓ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
ｔ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ｕ．外国の者に対する権利でｔ．の有価証券の性質を有するもの

なお、ａ．の証券または証書、ｌ．およびｑ．の証券または証書のうちａ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂ．からｆ．までの証券ならびにｌ．、ｎ．およびｑ．の証券または証書のうちｂ．からｆ．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｍ．の証券およびｎ．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金
ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ｃ．コール・ローン
ｄ．手形割引市場において売買される手形
ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
ｆ．外国の者に対する権利でｅ．の権利の性質を有するもの

④　特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のａ．からｆ．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤　その他の投資対象

ａ．先物取引等
ｂ．スワップ取引
ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引
ｄ．直物為替先渡取引

（３）【運用体制】

≪ファンドおよび先進国高金利通貨オープン　マザーファンド≫

①　運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成29年６月末現在）

| 会議 | 役割・機能 |
|---|---|
| 投資環境会議 | 投資環境会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。 |
| 運用戦略委員会 | 運用戦略委員会を開催し、運用方針等の決定を行います。 |

| 組織 | 役割・機能 |
|---|---|
| 運用部門（ファンドマネージャー） | ファンドマネージャーは運用戦略委員会にて運用方針が承認された後、運用計画を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。 |

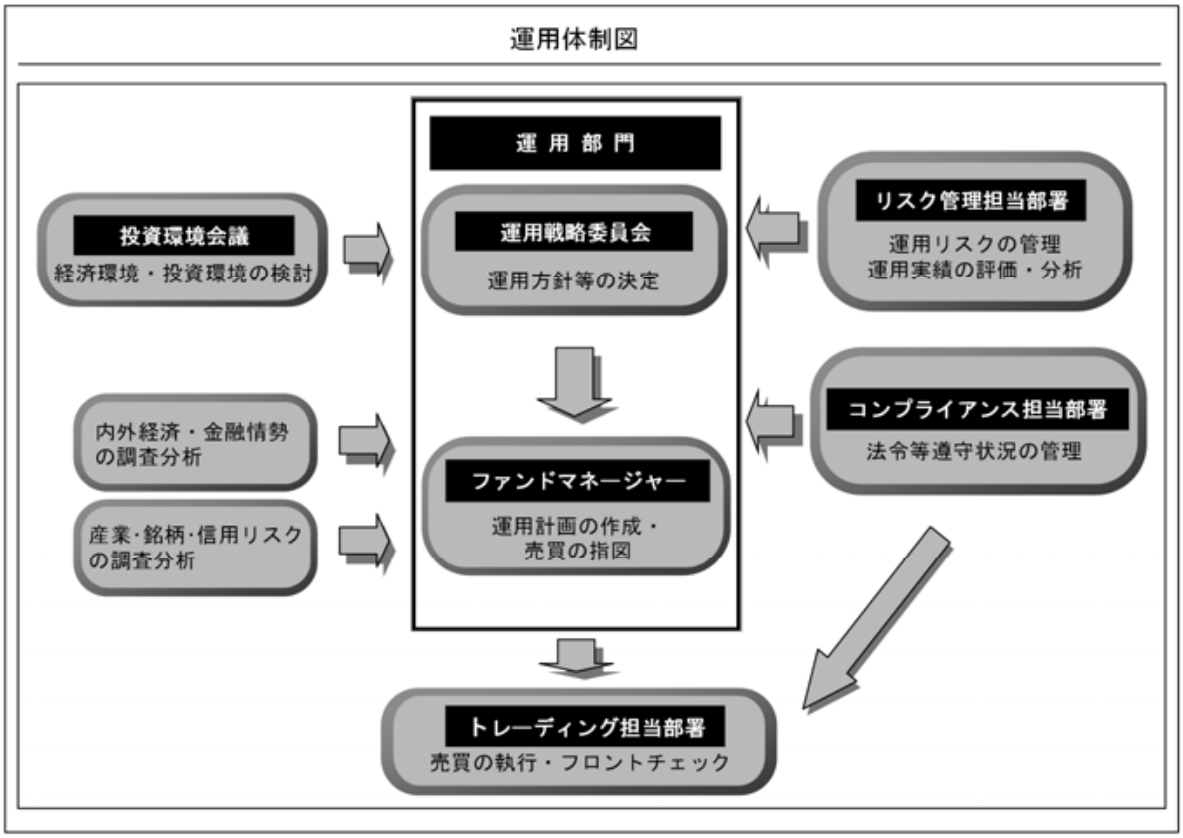


≪参考≫

・ファンドおよび先進国高金利通貨オープン　マザーファンドの運用は、運用部門のファンドマネージャー３名程度で行います。

・トレーディング担当部署においては30名程度、リスク管理およびコンプライアンスの各担当部署においては総勢40～50名程度で上記業務に当たります。

②　運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規則」において、運用方針等を決定する機関として運用戦略委員会をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために服務規程を定めています。

③　関係法人に関する管理体制は次の通りです。
委託会社は、受託会社より年１回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

≪新興国高金利通貨オープン　マザーファンド≫
委託会社は、運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント社に委託します。
①　ウエリントン・マネージメント社の運用体制（平成29年６月末現在）

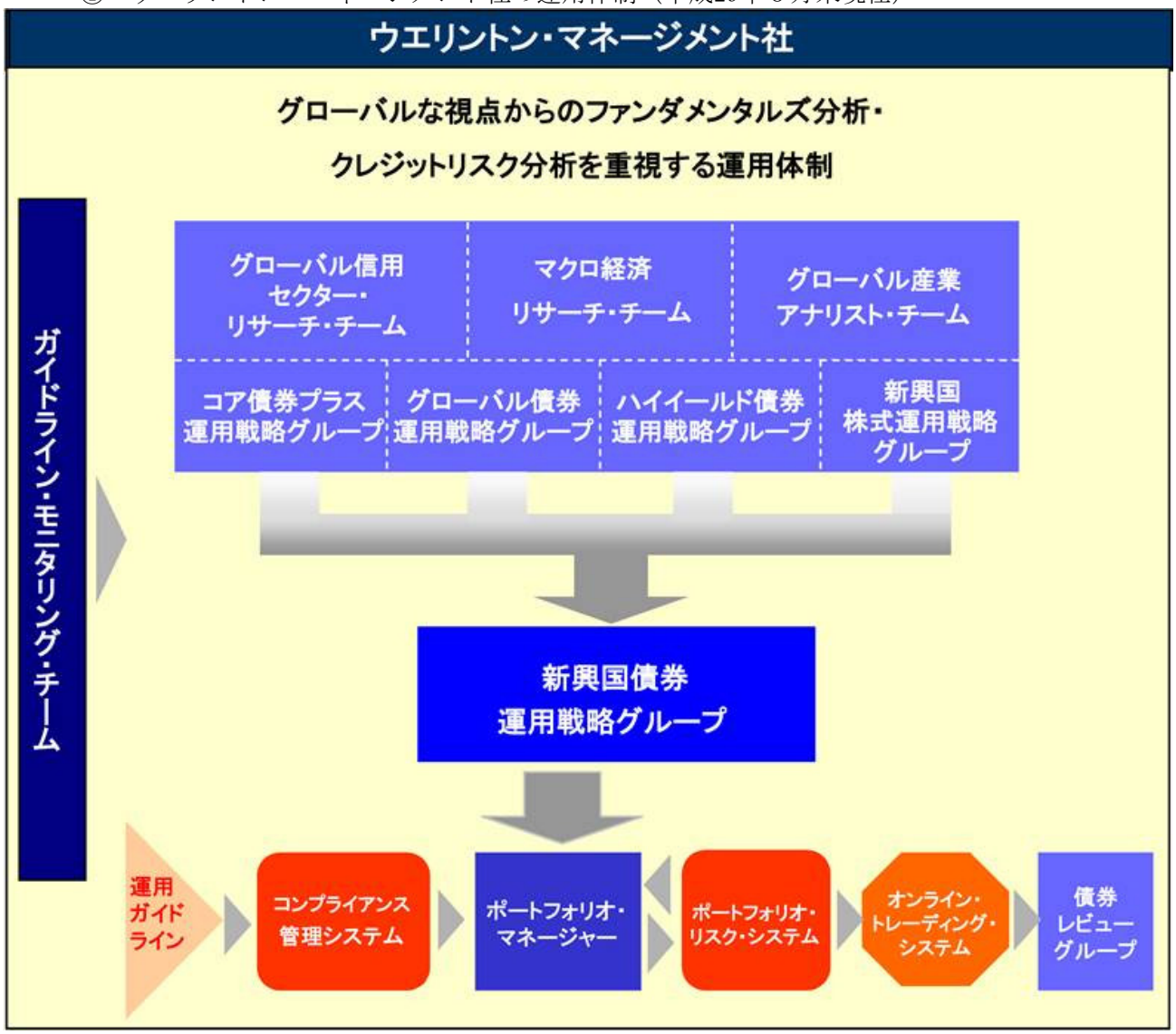


≪参考≫
ウエリントン・マネージメント社の運用部門および関連部署の人員体制

| | |
|---|---|
| 新興国債券運用戦略グループ | 31名＊ |
| トレーダー | 57名 |
| 債券レビュー・グループ | 12名 |
| リーガル＆コンプライアンス・グループ | 83名＊＊ |
| プロダクト・マネジメント部門 | 116名＊＊ |

＊専任のポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、プロダクト・マネジメントの人数
＊＊非プロフェッショナル・スタッフを含む。

② ウエリントン・マネージメント社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
ウエリントン・マネージメント社は、投資顧問業者として米国証券取引委員会（ＳＥＣ）に登録を行っており、同社が運用を行う全ての顧客勘定に適用される投資顧問業法206条（４）－７のコンプライアンス・プログラム・ルールに従って、同法を遵守するための合理的な政策や方針書（倫理規程を始め、ポートフォリオ・マネジメント、売買執行、口座管理、マーケティングおよびコミュニケーションに関するもの）を策定・導入しています。これらの政策・方針書により、受託者としての業務の基準を維持しています。

③ 投資顧問会社の運用体制に対する委託会社の管理体制（平成29年６月末現在）

ａ．運用部門の役割
ウエリントン・マネージメント社の運用が、新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。

ｂ．コンプライアンス担当部署の役割
新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的にチェックします。

ｃ．リスク管理担当部署の役割
新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの運用実績の状況について定期的に評価を行います。その評価結果については運用部門および関係各部を通じてウエリントン・マネージメント社に通知することがあります。

≪参考≫
新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの運用は、運用部門のファンドマネージャー３名程度で行います。リスク管理およびコンプライアンスの各担当部署においては総勢40～50名程度で上記業務に当たります。

④ 関係法人に関する管理体制は次の通りです。
委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。
また、受託会社については、年１回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

**（４）【分配方針】**

① 収益分配方針
毎月22日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第１期の決算時には原則として分配を行いません。

ａ．分配対象収益額の範囲
経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

ｂ．分配対象収益についての分配方針
委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

ｃ．留保益の運用方針
留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

ａ．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ｂ．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

＊　販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③　収益の分配方式

ａ．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ａ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ｂ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

**（５）【投資制限】**

○信託約款に定める投資制限

①　マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

②　株式への投資

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③　外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

④　投資信託証券への投資

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑥　同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

（ａ）信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

（ｂ）株式分割により取得する株券

（ｃ）有償増資により取得する株券

（ｄ）売出しにより取得する株券

（ｅ）信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券

（ｆ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（ｅ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧　先物取引等の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（ｂ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑨　スワップ取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ｃ．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速や

かに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

e．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

d．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

e．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪　デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑫　同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑬　有価証券の貸付の指図および範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ｂ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭　公社債の空売りの指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑮　公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑯　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑰　外国為替予約取引の指図および範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

ｂ．予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑱　直物為替先渡取引の運用指図・目的

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

ｂ．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑲　資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を限度とします。

ｃ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

①　同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

②　デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

≪参考≫マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

先進国高金利通貨オープン マザーファンド
－運用の基本方針－

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1．基本方針
この投資信託は、先進国のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50％を超えている企業の発行する債券をいいます。）を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2．運用方法
（1）投資対象
先進国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。
（2）投資態度
① 先進国の現地通貨建のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。
② 原則として、投資対象国通貨の中から相対的に金利の高い5通貨を選定し、現地通貨建の債券に均等に投資します。
イ．通貨の選定にあたっては、各通貨の金利水準を最重要視しますが、各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等も考慮します。
ロ．各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等を考慮して、選定通貨数を5通貨としない場合があるほか、各国の流動性や金利状況などを勘案して、各通貨への投資配分を均等としない場合もあります。
③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
イ．ソブリン債券以外への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35％以内とします。
ロ．同一企業が発行する債券への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
ハ．残存期間が3年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。
④ 債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
⑤ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
⑥ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3．投資制限
（1）株式への投資は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
（2）投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
（3）同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
（4）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
（5）有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
（6）スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
（7）外貨建資産への投資は、制限を設けません。
（8）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

新興国高金利通貨オープン マザーファンド
－運用の基本方針－

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1．基本方針
この投資信託は、新興国のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50％を超えている企業の発行する債券をいいます。）を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2．運用方法
（1）投資対象
新興国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。
（2）投資態度
① 新興国の現地通貨建のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。
② 原則として、投資対象国通貨の中から相対的に金利の高い5通貨を選定し、現地通貨建の債券に均等に投資します。
イ．通貨の選定にあたっては、各通貨の金利水準を最重要視しますが、各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等も考慮します。
ロ．各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等を考慮して、選定通貨数を5通貨としない場合があるほか、各国の流動性や金利状況などを勘案して、各通貨への投資配分を均等としない場合もあります。
③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
イ．ソブリン債券以外への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35％以内とします。
ロ．同一企業が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
ハ．残存期間が3年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。
④ 債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
⑤ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
⑧ 運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図（短期金融資産の運用を除きます。）に関する権限を委託します。

3．投資制限
（1）株式への投資は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
（2）投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
（3）同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
（4）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5％以内とします。
（5）有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
（6）スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
（7）外貨建資産への投資は、制限を設けません。
（8）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

## ３【投資リスク】

### (1)　ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドおよびマザーファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 為替変動リスク
ファンドは、原則として10通貨建の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク
投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、残存期間の長い債券は金利変動に対する債券価格の感応度が高く、価格変動が大きくなる傾向があります。

③ 信用リスク（デフォルト・リスク）
債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

④ 流動性リスク
有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。
一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑤ カントリー・リスク
債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。
新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。
ａ．先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
ｂ．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。

ｃ．海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
ｄ．先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。
この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑥　ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑦　カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）
証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑧　運用指図の権限委託に係る留意点
委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。
なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、および新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの名称を変更することができます。

⑨　その他の主な留意点
ａ．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
ｂ．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
ｃ．信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える換金は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

### (2)　投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。なお、新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの運用委託先であるウエリントン・マネージメント社で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においてもウエリントン・マネージメント社の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

ａ．運用部門

新興国高金利通貨オープン　マザーファンドにおける運用ガイドラインの遵守状況のチェックを行います。

ｂ．トレーディング担当部署

ファンドおよび先進国高金利通貨オープン　マザーファンドの信託財産に係る株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

ｃ．コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

ｄ．リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

ｅ．内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊　組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

≪新興国高金利通貨オープン　マザーファンド≫
委託会社は、新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント社に委託します。
ウエリントン・マネージメント社および委託会社では、当該マザーファンドの運用ガイドラインの遵守状況および当該マザーファンドの運用に係るリスクを多面的に管理します。
ウエリントン・マネージメント社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

ウエリントン・マネージメント社では、効果的なリスク管理には定性的及び定量的要素が必要であり、かつ全ての機能別組織に亘り、強いリスク認識を徹底させる企業文化が肝要であると考えます。以下はこれらの機能別リスク管理体制を図表化したものです。

ポートフォリオ・マネジャー（ポートフォリオ・マネジメント・チーム）
個々の顧客ポートフォリオ・リスクの分析および管理に関する責務は、ポートフォリオ・マネジャーに置かれており、これにインベストメント・ストラテジー・アンド・リスク・グループやプロダクト・マネジメント部門の協力および各部門のライン・マネジャーの監視が加えられます。また、後述の投資レビュー・グループ（債券レビュー・グループ）の監視下にも置かれています。

コンプライアンス/オペレーションリスク（ガイドライン・モニタリング）
ウエリントン・マネージメントのリスク管理、コンプライアンス・プロセスは、投資過程における過誤の発生を最小限に抑えるべく確立されており、精緻なコンプライアンス・システムがこれを支えています。過誤が発生した場合でも、その多くは決済前のトレーディング・デスクまたはガイドライン・モニタリングによるレビューを通じて、通常プロセスの早期段階において発見されます。

過誤の発生が明白になった場合は、シニア・マネジャーで構成されるエラー・リゾリューション・カウンシル（過誤解決委員会）に報告され、委員会は直ちに過誤内容を検討し、解決に向けて適切な処置を取るよう意思決定を行います。過誤によって顧客口座に何らかの影響が及ぼされる場合は、速やかにお客様に報告するとともに、お客様及び投資プロセスに対する悪影響を最小限に抑えるよう最善を尽くします。過誤解決委員会は、過誤解決の過程を監視するとともに、ライン・マネジャーと協働して手順・方針の変更が求められる事項を明確化する役割を担っています。

各種リスク管理チーム
債券プロダクト・マネジメント

個々の顧客ポートフォリオにおける分析およびリスク管理の責務はポートフォリオ・マネジャーに置かれており、これにインベストメント・ストラテジー・アンド・リスク・グループや債券プロダクト・マネジメント部門の協力および各部門のライン・マネジャーの監視が加えられます。債券プロダクト・マネジメント部門はポートフォリオ・マネジャーとともに継続的なレビューを行い、各投資戦略固有のリスクや当該プロダクトに関するビジネスの問題、スタイル分析、パフォーマンス分析などにつき議論を行います。

さらに、ポートフォリオ・マネジャーは、各運用部門のライン・マネジャーの監督下にあり、さらに各種レビュー・グループによる監視下にあります。社内の正式なレビュー・プロセスにおいて、シニア・マネジャーは顧客の代理として全ての顧客ポートフォリオのレビューを行います。レビュー・グループは投資戦略毎に組成されており、ポートフォリオ構成、プロダクト全体、パフォーマンス、リスク特性に関する分析に基づきレビューを行います。

各種上級レビュー・グループ
債券レビュー・グループ

債券レビュー・グループは債券運用プロセスの中で重要な役割を担っており、12名の上級運用プロフェッショナルで構成されています。当グループは、全ての口座を定期的にモニタリングし、運用チームのガイドラインが常に遵守されていることを確認します。また、全ての保有銘柄が顧客の投資目的および期待に沿ったものであることも確認します。レビューは、各ポートフォリオ・マネジャーとの１対１の面談で行われ、特定の口座および個別銘柄をレビューします。

リスク・アドバイザリー・カウンシル

リスク・アドバイザリー・カウンシルは債券部門のディレクター直属の独立組織であり、債券レビュー・グループの補完的立場でポートフォリオ・マネジャーとのミーティングを年に２～４回行います。このグループの目的は、客観的な立場からポートフォリオ・リスクを分析することにあり、ポートフォリオ・マネジャーが取るアクティブ・リスクの背景を理解し、リスク管理におけるベスト・プラクティスの構築と促進を図ることにあります。

投資リスク管理（インベストメント・ストラテジー・アンド・リスク・グループ）

インベストメント・ストラテジー・アンド・リスク・グループは、18名の運用プロフェッショナルで構成されており、ポートフォリオ運用やプロダクト・マネジメント部門とは独立した組織で、社内の投資アプローチに関して異なる視点からのリスク認識および管理を行います。当グループの主たる責務は、株式、マルチアセット、債券およびヘッジファンドの各戦略に渡る主要な投資環境およびリスクを認識し、適切なリスク管理の実行状況を監視することです。当グループはまた、各種ポートフォリオの監視プロセスに大きく関与し、プロダクト・マネジメント部門とも定期的に協働します。さらに、社内の数多くの投資およびリスク管理委員会のサポートも行います。当グループはリーガル・アンド・コンプライアンス・グループとは独立した組織ですが、両グループはカウンターパーティー・リスクの管理やリスク監視に係る多くのプロジェクトや委員会活動において密接な協働体制にあります。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2012年7月末～2017年6月末)

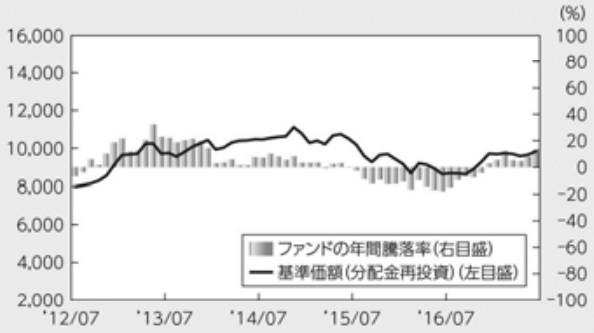


● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年7月末～2017年6月末)

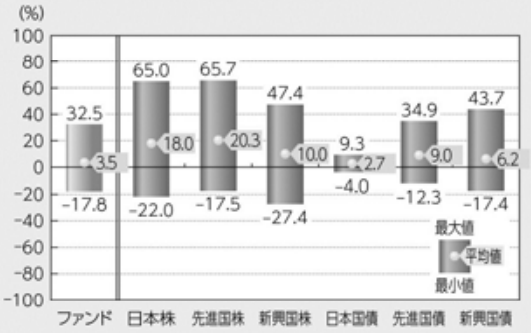


(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**

### 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|---|---|---|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI (国債) | NOMURA−BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA−BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA−BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。 |
| 先進国債 | シティ世界国債インデックス(除く日本) | シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## ４【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

| 支払先 | 申込手数料 | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|---|
| 販売会社 | 取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に対して、上限3.24％（税込）<br>（上限3.00％（税抜））<br>（販売会社が定めます） | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |

※　上記は、販売会社により異なります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社は、「グローバル高金利通貨オープン（１年決算型）」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

### （２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.15％が差引かれます。

### （３）【信託報酬等】

①　ａ．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.972％（税抜0.900％）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

| |
|---|
| １万口当たりの信託報酬：<br>保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365） |

※　上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

ｂ．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

②　信託報酬の平成29年６月末現在の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 支払先 | 配分（税抜） | 対価として提供する役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 0.440％ | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.430％ | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 0.030％ | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

※　上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬から年２回の別に定める日をもって支弁するものとし、その投資顧問報酬額は、新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの計算期間を通じて毎日、新興国高金利通貨オープン　マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.3％の率を乗じて得た金額に対して、新興国高金利通貨オープン　マザーファンドに対するファンドの所有割合を乗じて得た金額とします。

（４）【その他の手数料等】

① 信託事務の諸費用

ａ．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ｂ．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

③ 資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

④ その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

※ 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託となります。

＊ 以下の内容は、平成29年６月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

＊ 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。

＊ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

① 個人の受益者に対する課税

| 期間 | 対象 | 課税対象 | 所得の種類 | 税率等 |
|---|---|---|---|---|
| 平成26年<br>１月１日から<br>平成49年<br>12月31日まで | 収益分配金 | 普通分配金 | 配当所得 | 源泉徴収（申告不要）20.315％＊1<br>（所得税15.315％＊1　地方税5.000％） |
| | 一部解約金 | 譲渡益 | 譲渡所得 | 申告分離課税＊2　20.315％＊1<br>（所得税15.315％＊1　地方税5.000％） |
| | 償還金 | | | |

＊１ 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

＊２ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

※１ 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

※２ 配当控除の適用はありません。

※３　公募株式投資信託は税法上、「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）およびジュニアＮＩＳＡ（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人の受益者に対する課税

| | 所得税法上の対象額 | 税率等 |
|---|---|---|
| 収益分配金 | 普通分配金額 | 平成26年１月１日から平成49年12月31日までは源泉徴収15.315％＊（所得税） |
| 一部解約金 | 解約価額の個別元本超過額 | |
| 償還金 | 償還価額の個別元本超過額 | |

＊　所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

※　税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本について

ａ．受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

ｂ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

ａ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ｂ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

## ５【運用状況】

### （１）【投資状況】

平成29年6月30日現在
（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域名 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,459,947,293 | 99.00 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 24,949,351 | 1.00 |
| 純資産総額 | | 2,484,896,644 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### （２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

平成29年6月30日現在

| 国／地域 | 銘　柄 | 種類 | 業種 | 口数 | 上段：帳簿価額<br>下段：評 価 額<br>単価（円） | 金額（円） | 利率（%）<br>償還期限（年/月/日） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 先進国高金利通貨オープン マザーファンド | 親投資信託受益証券 | ― | 1,249,740,785 | 0.9691<br>0.9877 | 1,211,123,795<br>1,234,368,973 | ―<br>― | 49.67 |
| 日本 | 新興国高金利通貨オープン マザーファンド | 親投資信託受益証券 | ― | 1,057,809,702 | 1.1452<br>1.1586 | 1,211,403,671<br>1,225,578,320 | ―<br>― | 49.32 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成29年6月30日現在

| 種類／業種別 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.00 |
| 合　計 | 99.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成29年6月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | 基準価額<br>（１万口当たりの純資産価額） |
|---|---|---|
| 第1計算期間末日<br>（平成20年 2月22日） | 24,758,108,206 （分配付）<br>24,758,108,206 （分配落） | 10,094 （分配付）<br>10,094 （分配落） |
| 第2計算期間末日<br>（平成20年 3月24日） | 28,371,916,458 （分配付）<br>28,207,103,288 （分配落） | 9,468 （分配付）<br>9,413 （分配落） |
| 第3計算期間末日<br>（平成20年 4月22日） | 35,532,732,017 （分配付）<br>35,337,824,215 （分配落） | 10,027 （分配付）<br>9,972 （分配落） |
| 第4計算期間末日<br>（平成20年 5月22日） | 38,519,399,677 （分配付）<br>38,308,176,382 （分配落） | 10,030 （分配付）<br>9,975 （分配落） |
| 第5計算期間末日<br>（平成20年 6月23日） | 44,881,721,414 （分配付）<br>44,642,877,074 （分配落） | 10,335 （分配付）<br>10,280 （分配落） |
| 第6計算期間末日<br>（平成20年 7月22日） | 46,725,950,660 （分配付）<br>46,481,551,885 （分配落） | 10,515 （分配付）<br>10,460 （分配落） |
| 第7計算期間末日<br>（平成20年 8月22日） | 46,592,684,890 （分配付）<br>46,344,123,940 （分配落） | 10,310 （分配付）<br>10,255 （分配落） |
| 第8計算期間末日<br>（平成20年 9月22日） | 43,630,235,893 （分配付）<br>43,381,802,842 （分配落） | 9,659 （分配付）<br>9,604 （分配落） |
| 第9計算期間末日<br>（平成20年10月22日） | 35,872,460,583 （分配付）<br>35,618,433,760 （分配落） | 7,767 （分配付）<br>7,712 （分配落） |
| 第10計算期間末日<br>（平成20年11月25日） | 33,796,881,852 （分配付）<br>33,544,528,055 （分配落） | 7,366 （分配付）<br>7,311 （分配落） |
| 第11計算期間末日<br>（平成20年12月22日） | 32,438,355,405 （分配付）<br>32,189,635,969 （分配落） | 7,173 （分配付）<br>7,118 （分配落） |
| 第12計算期間末日<br>（平成21年 1月22日） | 30,558,956,567 （分配付）<br>30,310,559,829 （分配落） | 6,766 （分配付）<br>6,711 （分配落） |
| 第13計算期間末日<br>（平成21年 2月23日） | 31,437,479,752 （分配付）<br>31,186,465,732 （分配落） | 6,888 （分配付）<br>6,833 （分配落） |
| 第14計算期間末日<br>（平成21年 3月23日） | 33,927,100,590 （分配付）<br>33,677,605,496 （分配落） | 7,479 （分配付）<br>7,424 （分配落） |
| 第15計算期間末日<br>（平成21年 4月22日） | 34,332,888,120 （分配付）<br>34,085,992,948 （分配落） | 7,648 （分配付）<br>7,593 （分配落） |
| 第16計算期間末日<br>（平成21年 5月22日） | 34,446,352,313 （分配付）<br>34,204,473,474 （分配落） | 7,833 （分配付）<br>7,778 （分配落） |
| 第17計算期間末日<br>（平成21年 6月22日） | 34,678,099,756 （分配付）<br>34,441,072,326 （分配落） | 8,047 （分配付）<br>7,992 （分配落） |
| 第18計算期間末日<br>（平成21年 7月22日） | 33,290,246,365 （分配付）<br>33,061,133,298 （分配落） | 7,992 （分配付）<br>7,937 （分配落） |
| 第19計算期間末日<br>（平成21年 8月24日） | 32,424,623,533 （分配付）<br>32,207,587,453 （分配落） | 8,217 （分配付）<br>8,162 （分配落） |
| 第20計算期間末日<br>（平成21年 9月24日） | 29,656,112,410 （分配付）<br>29,454,028,644 （分配落） | 8,071 （分配付）<br>8,016 （分配落） |
| 第21計算期間末日<br>（平成21年10月22日） | 29,074,273,245 （分配付）<br>28,880,077,765 （分配落） | 8,234 （分配付）<br>8,179 （分配落） |
| 第22計算期間末日<br>（平成21年11月24日） | 26,793,224,463 （分配付）<br>26,607,905,115 （分配落） | 7,952 （分配付）<br>7,897 （分配落） |
| 第23計算期間末日<br>（平成21年12月22日） | 25,355,049,360 （分配付）<br>25,175,881,444 （分配落） | 7,783 （分配付）<br>7,728 （分配落） |
| 第24計算期間末日<br>（平成22年 1月22日） | 24,662,328,212 （分配付）<br>24,487,120,372 （分配落） | 7,742 （分配付）<br>7,687 （分配落） |
| 第25計算期間末日<br>（平成22年 2月22日） | 23,922,321,271 （分配付）<br>23,751,876,855 （分配落） | 7,719 （分配付）<br>7,664 （分配落） |
| 第26計算期間末日<br>（平成22年 3月23日） | 22,930,809,317 （分配付）<br>22,765,144,872 （分配落） | 7,613 （分配付）<br>7,558 （分配落） |

| | | |
|---|---|---|
| 第27計算期間末日<br>（平成22年 4月22日） | 22,897,271,353 （分配付）<br>22,735,943,446 （分配落） | 7,806 （分配付）<br>7,751 （分配落） |
| 第28計算期間末日<br>（平成22年 5月24日） | 19,966,143,912 （分配付）<br>19,809,074,758 （分配落） | 6,991 （分配付）<br>6,936 （分配落） |
| 第29計算期間末日<br>（平成22年 6月22日） | 19,954,001,363 （分配付）<br>19,801,058,580 （分配落） | 7,176 （分配付）<br>7,121 （分配落） |
| 第30計算期間末日<br>（平成22年 7月22日） | 18,365,600,243 （分配付）<br>18,218,574,062 （分配落） | 6,870 （分配付）<br>6,815 （分配落） |
| 第31計算期間末日<br>（平成22年 8月23日） | 17,701,405,525 （分配付）<br>17,558,971,061 （分配落） | 6,835 （分配付）<br>6,780 （分配落） |
| 第32計算期間末日<br>（平成22年 9月22日） | 17,548,649,796 （分配付）<br>17,410,633,965 （分配落） | 6,993 （分配付）<br>6,938 （分配落） |
| 第33計算期間末日<br>（平成22年10月22日） | 16,455,229,744 （分配付）<br>16,346,505,888 （分配落） | 6,811 （分配付）<br>6,766 （分配落） |
| 第34計算期間末日<br>（平成22年11月22日） | 15,632,381,516 （分配付）<br>15,530,897,993 （分配落） | 6,932 （分配付）<br>6,887 （分配落） |
| 第35計算期間末日<br>（平成22年12月22日） | 14,777,388,426 （分配付）<br>14,679,852,812 （分配落） | 6,818 （分配付）<br>6,773 （分配落） |
| 第36計算期間末日<br>（平成23年 1月24日） | 14,237,912,444 （分配付）<br>14,143,486,918 （分配落） | 6,785 （分配付）<br>6,740 （分配落） |
| 第37計算期間末日<br>（平成23年 2月22日） | 13,761,807,087 （分配付）<br>13,670,772,419 （分配落） | 6,803 （分配付）<br>6,758 （分配落） |
| 第38計算期間末日<br>（平成23年 3月22日） | 13,345,941,249 （分配付）<br>13,256,876,423 （分配落） | 6,743 （分配付）<br>6,698 （分配落） |
| 第39計算期間末日<br>（平成23年 4月22日） | 13,603,888,566 （分配付）<br>13,516,928,671 （分配落） | 7,040 （分配付）<br>6,995 （分配落） |
| 第40計算期間末日<br>（平成23年 5月23日） | 12,917,800,937 （分配付）<br>12,832,680,289 （分配落） | 6,829 （分配付）<br>6,784 （分配落） |
| 第41計算期間末日<br>（平成23年 6月22日） | 12,290,495,266 （分配付）<br>12,208,018,070 （分配落） | 6,706 （分配付）<br>6,661 （分配落） |
| 第42計算期間末日<br>（平成23年 7月22日） | 11,740,290,895 （分配付）<br>11,660,164,443 （分配落） | 6,593 （分配付）<br>6,548 （分配落） |
| 第43計算期間末日<br>（平成23年 8月22日） | 11,004,230,758 （分配付）<br>10,925,256,769 （分配落） | 6,270 （分配付）<br>6,225 （分配落） |
| 第44計算期間末日<br>（平成23年 9月22日） | 9,954,090,901 （分配付）<br>9,876,820,722 （分配落） | 5,797 （分配付）<br>5,752 （分配落） |
| 第45計算期間末日<br>（平成23年10月24日） | 9,805,933,068 （分配付）<br>9,730,269,652 （分配落） | 5,832 （分配付）<br>5,787 （分配落） |
| 第46計算期間末日<br>（平成23年11月22日） | 9,275,324,739 （分配付）<br>9,201,570,576 （分配落） | 5,659 （分配付）<br>5,614 （分配落） |
| 第47計算期間末日<br>（平成23年12月22日） | 8,973,381,877 （分配付）<br>8,902,188,690 （分配落） | 5,672 （分配付）<br>5,627 （分配落） |
| 第48計算期間末日<br>（平成24年 1月23日） | 8,732,285,136 （分配付）<br>8,693,757,260 （分配落） | 5,666 （分配付）<br>5,641 （分配落） |
| 第49計算期間末日<br>（平成24年 2月22日） | 8,563,998,481 （分配付）<br>8,528,834,679 （分配落） | 6,089 （分配付）<br>6,064 （分配落） |
| 第50計算期間末日<br>（平成24年 3月22日） | 8,493,650,857 （分配付）<br>8,459,783,719 （分配落） | 6,270 （分配付）<br>6,245 （分配落） |
| 第51計算期間末日<br>（平成24年 4月23日） | 7,931,421,497 （分配付）<br>7,898,759,979 （分配落） | 6,071 （分配付）<br>6,046 （分配落） |
| 第52計算期間末日<br>（平成24年 5月22日） | 7,287,078,900 （分配付）<br>7,255,025,813 （分配落） | 5,684 （分配付）<br>5,659 （分配落） |
| 第53計算期間末日<br>（平成24年 6月22日） | 7,229,720,109 （分配付）<br>7,198,059,892 （分配落） | 5,709 （分配付）<br>5,684 （分配落） |
| 第54計算期間末日<br>（平成24年 7月23日） | 6,774,236,345 （分配付）<br>6,743,955,199 （分配落） | 5,593 （分配付）<br>5,568 （分配落） |
| 第55計算期間末日<br>（平成24年 8月22日） | 6,808,457,573 （分配付）<br>6,779,022,645 （分配落） | 5,783 （分配付）<br>5,758 （分配落） |
| 第56計算期間末日<br>（平成24年 9月24日） | 6,613,756,021 （分配付）<br>6,584,985,577 （分配落） | 5,747 （分配付）<br>5,722 （分配落） |

| | | |
|---|---|---|
| 第57計算期間末日<br>（平成24年10月22日） | 6,501,192,900 （分配付）<br>6,473,153,955 （分配落） | 5,797 （分配付）<br>5,772 （分配落） |
| 第58計算期間末日<br>（平成24年11月22日） | 6,515,508,352 （分配付）<br>6,488,058,465 （分配落） | 5,934 （分配付）<br>5,909 （分配落） |
| 第59計算期間末日<br>（平成24年12月25日） | 6,531,720,528 （分配付）<br>6,505,187,747 （分配落） | 6,154 （分配付）<br>6,129 （分配落） |
| 第60計算期間末日<br>（平成25年 1月22日） | 6,815,514,956 （分配付）<br>6,789,343,310 （分配落） | 6,510 （分配付）<br>6,485 （分配落） |
| 第61計算期間末日<br>（平成25年 2月22日） | 6,864,627,841 （分配付）<br>6,839,067,989 （分配落） | 6,714 （分配付）<br>6,689 （分配落） |
| 第62計算期間末日<br>（平成25年 3月22日） | 6,744,378,291 （分配付）<br>6,719,222,185 （分配落） | 6,703 （分配付）<br>6,678 （分配落） |
| 第63計算期間末日<br>（平成25年 4月22日） | 6,989,684,636 （分配付）<br>6,964,945,335 （分配落） | 7,063 （分配付）<br>7,038 （分配落） |
| 第64計算期間末日<br>（平成25年 5月22日） | 6,962,484,248 （分配付）<br>6,938,172,327 （分配落） | 7,160 （分配付）<br>7,135 （分配落） |
| 第65計算期間末日<br>（平成25年 6月24日） | 6,272,365,205 （分配付）<br>6,248,353,976 （分配落） | 6,531 （分配付）<br>6,506 （分配落） |
| 第66計算期間末日<br>（平成25年 7月22日） | 6,383,494,537 （分配付）<br>6,359,789,689 （分配落） | 6,732 （分配付）<br>6,707 （分配落） |
| 第67計算期間末日<br>（平成25年 8月22日） | 5,994,455,582 （分配付）<br>5,971,042,842 （分配落） | 6,401 （分配付）<br>6,376 （分配落） |
| 第68計算期間末日<br>（平成25年 9月24日） | 6,211,792,280 （分配付）<br>6,188,700,614 （分配落） | 6,725 （分配付）<br>6,700 （分配落） |
| 第69計算期間末日<br>（平成25年10月22日） | 6,136,026,374 （分配付）<br>6,113,196,791 （分配落） | 6,719 （分配付）<br>6,694 （分配落） |
| 第70計算期間末日<br>（平成25年11月22日） | 6,058,289,642 （分配付）<br>6,035,816,742 （分配落） | 6,740 （分配付）<br>6,715 （分配落） |
| 第71計算期間末日<br>（平成25年12月24日） | 5,937,071,719 （分配付）<br>5,915,476,041 （分配落） | 6,873 （分配付）<br>6,848 （分配落） |
| 第72計算期間末日<br>（平成26年 1月22日） | 5,798,715,429 （分配付）<br>5,777,253,726 （分配落） | 6,755 （分配付）<br>6,730 （分配落） |
| 第73計算期間末日<br>（平成26年 2月24日） | 5,623,149,936 （分配付）<br>5,601,918,870 （分配落） | 6,621 （分配付）<br>6,596 （分配落） |
| 第74計算期間末日<br>（平成26年 3月24日） | 5,550,070,890 （分配付）<br>5,529,026,284 （分配落） | 6,593 （分配付）<br>6,568 （分配落） |
| 第75計算期間末日<br>（平成26年 4月22日） | 5,604,911,691 （分配付）<br>5,584,220,491 （分配落） | 6,772 （分配付）<br>6,747 （分配落） |
| 第76計算期間末日<br>（平成26年 5月22日） | 5,518,723,006 （分配付）<br>5,498,284,208 （分配落） | 6,750 （分配付）<br>6,725 （分配落） |
| 第77計算期間末日<br>（平成26年 6月23日） | 5,453,107,723 （分配付）<br>5,432,960,239 （分配落） | 6,766 （分配付）<br>6,741 （分配落） |
| 第78計算期間末日<br>（平成26年 7月22日） | 5,323,811,293 （分配付）<br>5,304,003,484 （分配落） | 6,719 （分配付）<br>6,694 （分配落） |
| 第79計算期間末日<br>（平成26年 8月22日） | 5,338,618,209 （分配付）<br>5,318,930,509 （分配落） | 6,779 （分配付）<br>6,754 （分配落） |
| 第80計算期間末日<br>（平成26年 9月22日） | 5,361,983,672 （分配付）<br>5,342,548,485 （分配落） | 6,897 （分配付）<br>6,872 （分配落） |
| 第81計算期間末日<br>（平成26年10月22日） | 5,073,586,805 （分配付）<br>5,054,439,532 （分配落） | 6,624 （分配付）<br>6,599 （分配落） |
| 第82計算期間末日<br>（平成26年11月25日） | 4,629,502,588 （分配付）<br>4,613,258,812 （分配落） | 7,125 （分配付）<br>7,100 （分配落） |
| 第83計算期間末日<br>（平成26年12月22日） | 4,322,476,447 （分配付）<br>4,306,600,397 （分配落） | 6,807 （分配付）<br>6,782 （分配落） |
| 第84計算期間末日<br>（平成27年 1月22日） | 4,165,053,430 （分配付）<br>4,149,301,528 （分配落） | 6,610 （分配付）<br>6,585 （分配落） |
| 第85計算期間末日<br>（平成27年 2月23日） | 4,014,704,323 （分配付）<br>3,999,367,629 （分配落） | 6,544 （分配付）<br>6,519 （分配落） |
| 第86計算期間末日<br>（平成27年 3月23日） | 3,857,783,539 （分配付）<br>3,842,695,622 （分配落） | 6,392 （分配付）<br>6,367 （分配落） |

| | | |
|---|---|---|
| 第87計算期間末日<br>（平成27年 4月22日） | 3,854,024,098 （分配付）<br>3,839,200,519 （分配落） | 6,500 （分配付）<br>6,475 （分配落） |
| 第88計算期間末日<br>（平成27年 5月22日） | 3,933,631,642 （分配付）<br>3,918,997,935 （分配落） | 6,720 （分配付）<br>6,695 （分配落） |
| 第89計算期間末日<br>（平成27年 6月22日） | 3,773,834,379 （分配付）<br>3,759,547,406 （分配落） | 6,604 （分配付）<br>6,579 （分配落） |
| 第90計算期間末日<br>（平成27年 7月22日） | 3,617,319,451 （分配付）<br>3,603,250,346 （分配落） | 6,428 （分配付）<br>6,403 （分配落） |
| 第91計算期間末日<br>（平成27年 8月24日） | 3,273,791,088 （分配付）<br>3,259,951,464 （分配落） | 5,914 （分配付）<br>5,889 （分配落） |
| 第92計算期間末日<br>（平成27年 9月24日） | 3,087,606,753 （分配付）<br>3,073,970,015 （分配落） | 5,660 （分配付）<br>5,635 （分配落） |
| 第93計算期間末日<br>（平成27年10月22日） | 3,158,330,820 （分配付）<br>3,144,827,262 （分配落） | 5,847 （分配付）<br>5,822 （分配落） |
| 第94計算期間末日<br>（平成27年11月24日） | 3,175,013,473 （分配付）<br>3,161,638,432 （分配落） | 5,935 （分配付）<br>5,910 （分配落） |
| 第95計算期間末日<br>（平成27年12月22日） | 3,014,011,509 （分配付）<br>3,000,813,738 （分配落） | 5,709 （分配付）<br>5,684 （分配落） |
| 第96計算期間末日<br>（平成28年 1月22日） | 2,759,578,446 （分配付）<br>2,746,508,616 （分配落） | 5,279 （分配付）<br>5,254 （分配落） |
| 第97計算期間末日<br>（平成28年 2月22日） | 2,702,449,057 （分配付）<br>2,689,465,447 （分配落） | 5,204 （分配付）<br>5,179 （分配落） |
| 第98計算期間末日<br>（平成28年 3月22日） | 2,758,717,501 （分配付）<br>2,745,940,687 （分配落） | 5,398 （分配付）<br>5,373 （分配落） |
| 第99計算期間末日<br>（平成28年 4月22日） | 2,699,862,858 （分配付）<br>2,687,350,949 （分配落） | 5,395 （分配付）<br>5,370 （分配落） |
| 第100計算期間末日<br>（平成28年 5月23日） | 2,613,537,999 （分配付）<br>2,601,031,311 （分配落） | 5,224 （分配付）<br>5,199 （分配落） |
| 第101計算期間末日<br>（平成28年 6月22日） | 2,547,950,662 （分配付）<br>2,535,478,059 （分配落） | 5,107 （分配付）<br>5,082 （分配落） |
| 第102計算期間末日<br>（平成28年 7月22日） | 2,549,730,135 （分配付）<br>2,537,342,077 （分配落） | 5,146 （分配付）<br>5,121 （分配落） |
| 第103計算期間末日<br>（平成28年 8月22日） | 2,481,643,838 （分配付）<br>2,469,263,136 （分配落） | 5,011 （分配付）<br>4,986 （分配落） |
| 第104計算期間末日<br>（平成28年 9月23日） | 2,460,199,121 （分配付）<br>2,447,976,256 （分配落） | 5,032 （分配付）<br>5,007 （分配落） |
| 第105計算期間末日<br>（平成28年10月24日） | 2,486,153,469 （分配付）<br>2,473,969,615 （分配落） | 5,101 （分配付）<br>5,076 （分配落） |
| 第106計算期間末日<br>（平成28年11月22日） | 2,535,986,539 （分配付）<br>2,523,839,437 （分配落） | 5,219 （分配付）<br>5,194 （分配落） |
| 第107計算期間末日<br>（平成28年12月22日） | 2,666,260,683 （分配付）<br>2,654,247,625 （分配落） | 5,549 （分配付）<br>5,524 （分配落） |
| 第108計算期間末日<br>（平成29年 1月23日） | 2,594,947,131 （分配付）<br>2,583,117,904 （分配落） | 5,484 （分配付）<br>5,459 （分配落） |
| 第109計算期間末日<br>（平成29年 2月22日） | 2,598,571,374 （分配付）<br>2,586,850,636 （分配落） | 5,543 （分配付）<br>5,518 （分配落） |
| 第110計算期間末日<br>（平成29年 3月22日） | 2,538,290,387 （分配付）<br>2,526,648,247 （分配落） | 5,451 （分配付）<br>5,426 （分配落） |
| 第111計算期間末日<br>（平成29年 4月24日） | 2,486,526,477 （分配付）<br>2,474,939,356 （分配落） | 5,365 （分配付）<br>5,340 （分配落） |
| 第112計算期間末日<br>（平成29年 5月22日） | 2,481,946,743 （分配付）<br>2,470,386,528 （分配落） | 5,367 （分配付）<br>5,342 （分配落） |
| 第113計算期間末日<br>（平成29年 6月22日） | 2,471,605,986 （分配付）<br>2,460,103,152 （分配落） | 5,372 （分配付）<br>5,347 （分配落） |
| 平成28年 6月末日 | 2,516,293,003 | 5,050 |
| 7月末日 | 2,507,200,133 | 5,052 |
| 8月末日 | 2,474,304,806 | 5,020 |
| 9月末日 | 2,435,227,744 | 4,973 |
| 10月末日 | 2,484,685,068 | 5,101 |
| 11月末日 | 2,574,257,966 | 5,287 |

| | | |
|---|---|---|
| 12月末日 | 2,641,297,690 | 5,516 |
| 平成29年 1月末日 | 2,592,031,816 | 5,474 |
| 2月末日 | 2,569,940,597 | 5,478 |
| 3月末日 | 2,523,624,143 | 5,432 |
| 4月末日 | 2,479,400,189 | 5,342 |
| 5月末日 | 2,480,859,363 | 5,359 |
| 6月末日 | 2,484,896,644 | 5,427 |

②【分配の推移】

| | １万口当たりの分配金 |
|---|---|
| 第1計算期間 | ― |
| 第2計算期間 | 55円 |
| 第3計算期間 | 55円 |
| 第4計算期間 | 55円 |
| 第5計算期間 | 55円 |
| 第6計算期間 | 55円 |
| 第7計算期間 | 55円 |
| 第8計算期間 | 55円 |
| 第9計算期間 | 55円 |
| 第10計算期間 | 55円 |
| 第11計算期間 | 55円 |
| 第12計算期間 | 55円 |
| 第13計算期間 | 55円 |
| 第14計算期間 | 55円 |
| 第15計算期間 | 55円 |
| 第16計算期間 | 55円 |
| 第17計算期間 | 55円 |
| 第18計算期間 | 55円 |
| 第19計算期間 | 55円 |
| 第20計算期間 | 55円 |
| 第21計算期間 | 55円 |
| 第22計算期間 | 55円 |
| 第23計算期間 | 55円 |
| 第24計算期間 | 55円 |
| 第25計算期間 | 55円 |
| 第26計算期間 | 55円 |
| 第27計算期間 | 55円 |
| 第28計算期間 | 55円 |
| 第29計算期間 | 55円 |
| 第30計算期間 | 55円 |
| 第31計算期間 | 55円 |
| 第32計算期間 | 55円 |
| 第33計算期間 | 45円 |
| 第34計算期間 | 45円 |
| 第35計算期間 | 45円 |
| 第36計算期間 | 45円 |
| 第37計算期間 | 45円 |
| 第38計算期間 | 45円 |
| 第39計算期間 | 45円 |
| 第40計算期間 | 45円 |
| 第41計算期間 | 45円 |
| 第42計算期間 | 45円 |
| 第43計算期間 | 45円 |
| 第44計算期間 | 45円 |
| 第45計算期間 | 45円 |
| 第46計算期間 | 45円 |
| 第47計算期間 | 45円 |
| 第48計算期間 | 25円 |

| | |
|---|---|
| 第49計算期間 | 25円 |
| 第50計算期間 | 25円 |
| 第51計算期間 | 25円 |
| 第52計算期間 | 25円 |
| 第53計算期間 | 25円 |
| 第54計算期間 | 25円 |
| 第55計算期間 | 25円 |
| 第56計算期間 | 25円 |
| 第57計算期間 | 25円 |
| 第58計算期間 | 25円 |
| 第59計算期間 | 25円 |
| 第60計算期間 | 25円 |
| 第61計算期間 | 25円 |
| 第62計算期間 | 25円 |
| 第63計算期間 | 25円 |
| 第64計算期間 | 25円 |
| 第65計算期間 | 25円 |
| 第66計算期間 | 25円 |
| 第67計算期間 | 25円 |
| 第68計算期間 | 25円 |
| 第69計算期間 | 25円 |
| 第70計算期間 | 25円 |
| 第71計算期間 | 25円 |
| 第72計算期間 | 25円 |
| 第73計算期間 | 25円 |
| 第74計算期間 | 25円 |
| 第75計算期間 | 25円 |
| 第76計算期間 | 25円 |
| 第77計算期間 | 25円 |
| 第78計算期間 | 25円 |
| 第79計算期間 | 25円 |
| 第80計算期間 | 25円 |
| 第81計算期間 | 25円 |
| 第82計算期間 | 25円 |
| 第83計算期間 | 25円 |
| 第84計算期間 | 25円 |
| 第85計算期間 | 25円 |
| 第86計算期間 | 25円 |
| 第87計算期間 | 25円 |
| 第88計算期間 | 25円 |
| 第89計算期間 | 25円 |
| 第90計算期間 | 25円 |
| 第91計算期間 | 25円 |
| 第92計算期間 | 25円 |
| 第93計算期間 | 25円 |
| 第94計算期間 | 25円 |
| 第95計算期間 | 25円 |
| 第96計算期間 | 25円 |
| 第97計算期間 | 25円 |
| 第98計算期間 | 25円 |
| 第99計算期間 | 25円 |
| 第100計算期間 | 25円 |
| 第101計算期間 | 25円 |
| 第102計算期間 | 25円 |
| 第103計算期間 | 25円 |
| 第104計算期間 | 25円 |
| 第105計算期間 | 25円 |
| 第106計算期間 | 25円 |

| | |
|---|---|
| 第107計算期間 | 25円 |
| 第108計算期間 | 25円 |
| 第109計算期間 | 25円 |
| 第110計算期間 | 25円 |
| 第111計算期間 | 25円 |
| 第112計算期間 | 25円 |
| 第113計算期間 | 25円 |

③【収益率の推移】

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0.94 |
| 第2計算期間 | △6.20 |
| 第3計算期間 | 6.52 |
| 第4計算期間 | 0.58 |
| 第5計算期間 | 3.60 |
| 第6計算期間 | 2.28 |
| 第7計算期間 | △1.43 |
| 第8計算期間 | △5.81 |
| 第9計算期間 | △19.12 |
| 第10計算期間 | △4.48 |
| 第11計算期間 | △1.88 |
| 第12計算期間 | △4.94 |
| 第13計算期間 | 2.63 |
| 第14計算期間 | 9.45 |
| 第15計算期間 | 3.01 |
| 第16計算期間 | 3.16 |
| 第17計算期間 | 3.45 |
| 第18計算期間 | 0.00 |
| 第19計算期間 | 3.52 |
| 第20計算期間 | △1.11 |
| 第21計算期間 | 2.71 |
| 第22計算期間 | △2.77 |
| 第23計算期間 | △1.44 |
| 第24計算期間 | 0.18 |
| 第25計算期間 | 0.41 |
| 第26計算期間 | △0.66 |
| 第27計算期間 | 3.28 |
| 第28計算期間 | △9.80 |
| 第29計算期間 | 3.46 |
| 第30計算期間 | △3.52 |
| 第31計算期間 | 0.29 |
| 第32計算期間 | 3.14 |
| 第33計算期間 | △1.83 |
| 第34計算期間 | 2.45 |
| 第35計算期間 | △1.00 |
| 第36計算期間 | 0.17 |
| 第37計算期間 | 0.93 |
| 第38計算期間 | △0.22 |
| 第39計算期間 | 5.10 |
| 第40計算期間 | △2.37 |
| 第41計算期間 | △1.14 |
| 第42計算期間 | △1.02 |
| 第43計算期間 | △4.24 |
| 第44計算期間 | △6.87 |
| 第45計算期間 | 1.39 |
| 第46計算期間 | △2.21 |
| 第47計算期間 | 1.03 |
| 第48計算期間 | 0.69 |

| | |
|---|---|
| 第49計算期間 | 7.94 |
| 第50計算期間 | 3.39 |
| 第51計算期間 | △2.78 |
| 第52計算期間 | △5.98 |
| 第53計算期間 | 0.88 |
| 第54計算期間 | △1.60 |
| 第55計算期間 | 3.86 |
| 第56計算期間 | △0.19 |
| 第57計算期間 | 1.31 |
| 第58計算期間 | 2.80 |
| 第59計算期間 | 4.14 |
| 第60計算期間 | 6.21 |
| 第61計算期間 | 3.53 |
| 第62計算期間 | 0.20 |
| 第63計算期間 | 5.76 |
| 第64計算期間 | 1.73 |
| 第65計算期間 | △8.46 |
| 第66計算期間 | 3.47 |
| 第67計算期間 | △4.56 |
| 第68計算期間 | 5.47 |
| 第69計算期間 | 0.28 |
| 第70計算期間 | 0.68 |
| 第71計算期間 | 2.35 |
| 第72計算期間 | △1.35 |
| 第73計算期間 | △1.61 |
| 第74計算期間 | △0.04 |
| 第75計算期間 | 3.10 |
| 第76計算期間 | 0.04 |
| 第77計算期間 | 0.60 |
| 第78計算期間 | △0.32 |
| 第79計算期間 | 1.26 |
| 第80計算期間 | 2.11 |
| 第81計算期間 | △3.60 |
| 第82計算期間 | 7.97 |
| 第83計算期間 | △4.12 |
| 第84計算期間 | △2.53 |
| 第85計算期間 | △0.62 |
| 第86計算期間 | △1.94 |
| 第87計算期間 | 2.08 |
| 第88計算期間 | 3.78 |
| 第89計算期間 | △1.35 |
| 第90計算期間 | △2.29 |
| 第91計算期間 | △7.63 |
| 第92計算期間 | △3.88 |
| 第93計算期間 | 3.76 |
| 第94計算期間 | 1.94 |
| 第95計算期間 | △3.40 |
| 第96計算期間 | △7.12 |
| 第97計算期間 | △0.95 |
| 第98計算期間 | 4.22 |
| 第99計算期間 | 0.40 |
| 第100計算期間 | △2.71 |
| 第101計算期間 | △1.76 |
| 第102計算期間 | 1.25 |
| 第103計算期間 | △2.14 |
| 第104計算期間 | 0.92 |
| 第105計算期間 | 1.87 |
| 第106計算期間 | 2.81 |

| | |
|---|---|
| 第107計算期間 | 6.83 |
| 第108計算期間 | △0.72 |
| 第109計算期間 | 1.53 |
| 第110計算期間 | △1.21 |
| 第111計算期間 | △1.12 |
| 第112計算期間 | 0.50 |
| 第113計算期間 | 0.56 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|
| 第1計算期間 | 24,546,804,762 | 20,064,083 | 24,526,740,679 |
| 第2計算期間 | 5,475,096,655 | 35,806,293 | 29,966,031,041 |
| 第3計算期間 | 5,600,492,635 | 128,741,448 | 35,437,782,228 |
| 第4計算期間 | 3,001,457,437 | 35,004,206 | 38,404,235,459 |
| 第5計算期間 | 5,222,366,306 | 200,358,048 | 43,426,243,717 |
| 第6計算期間 | 1,653,003,410 | 643,106,072 | 44,436,141,055 |
| 第7計算期間 | 3,032,210,165 | 2,275,451,090 | 45,192,900,130 |
| 第8計算期間 | 1,464,612,281 | 1,487,866,614 | 45,169,645,797 |
| 第9計算期間 | 2,039,368,567 | 1,022,319,149 | 46,186,695,215 |
| 第10計算期間 | 640,485,114 | 944,671,703 | 45,882,508,626 |
| 第11計算期間 | 297,604,140 | 958,396,992 | 45,221,715,774 |
| 第12計算期間 | 408,691,541 | 467,363,962 | 45,163,043,353 |
| 第13計算期間 | 1,131,895,656 | 656,026,202 | 45,638,912,807 |
| 第14計算期間 | 487,888,642 | 764,057,061 | 45,362,744,388 |
| 第15計算期間 | 633,906,273 | 1,106,619,282 | 44,890,031,379 |
| 第16計算期間 | 441,374,016 | 1,353,434,576 | 43,977,970,819 |
| 第17計算期間 | 529,799,307 | 1,411,873,754 | 43,095,896,372 |
| 第18計算期間 | 234,482,224 | 1,673,457,194 | 41,656,921,402 |
| 第19計算期間 | 357,170,995 | 2,552,986,868 | 39,461,105,529 |
| 第20計算期間 | 221,144,474 | 2,939,747,060 | 36,742,502,943 |
| 第21計算期間 | 259,256,061 | 1,693,489,783 | 35,308,269,221 |
| 第22計算期間 | 267,613,257 | 1,881,455,538 | 33,694,426,940 |
| 第23計算期間 | 122,380,821 | 1,240,822,971 | 32,575,984,790 |
| 第24計算期間 | 124,743,041 | 844,756,793 | 31,855,971,038 |
| 第25計算期間 | 231,163,541 | 1,097,240,586 | 30,989,893,993 |
| 第26計算期間 | 109,610,789 | 978,696,549 | 30,120,808,233 |
| 第27計算期間 | 103,957,365 | 892,418,856 | 29,332,346,742 |
| 第28計算期間 | 103,651,162 | 877,969,895 | 28,558,028,009 |
| 第29計算期間 | 92,014,484 | 842,263,686 | 27,807,778,807 |
| 第30計算期間 | 79,975,949 | 1,155,721,762 | 26,732,032,994 |
| 第31計算期間 | 82,807,676 | 917,665,281 | 25,897,175,389 |
| 第32計算期間 | 74,303,133 | 877,690,992 | 25,093,787,530 |
| 第33計算期間 | 65,363,495 | 998,294,089 | 24,160,856,936 |
| 第34計算期間 | 44,306,949 | 1,653,269,778 | 22,551,894,107 |
| 第35計算期間 | 41,406,254 | 918,719,299 | 21,674,581,062 |
| 第36計算期間 | 41,319,471 | 732,450,280 | 20,983,450,253 |
| 第37計算期間 | 41,624,368 | 795,148,243 | 20,229,926,378 |
| 第38計算期間 | 183,903,324 | 621,646,080 | 19,792,183,622 |
| 第39計算期間 | 38,748,987 | 506,511,281 | 19,324,421,328 |
| 第40計算期間 | 37,168,549 | 445,890,255 | 18,915,699,622 |
| 第41計算期間 | 37,989,138 | 625,422,826 | 18,328,265,934 |
| 第42計算期間 | 35,552,788 | 557,940,476 | 17,805,878,246 |
| 第43計算期間 | 37,840,835 | 293,943,613 | 17,549,775,468 |
| 第44計算期間 | 51,933,807 | 430,558,190 | 17,171,151,085 |
| 第45計算期間 | 43,176,222 | 400,234,746 | 16,814,092,561 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第46計算期間 | 35,117,153 | 459,395,516 | 16,389,814,198 |
| 第47計算期間 | 37,054,914 | 606,160,860 | 15,820,708,252 |
| 第48計算期間 | 34,053,648 | 443,611,372 | 15,411,150,528 |
| 第49計算期間 | 19,394,530 | 1,365,024,072 | 14,065,520,986 |
| 第50計算期間 | 16,788,827 | 535,454,398 | 13,546,855,415 |
| 第51計算期間 | 17,667,239 | 499,915,214 | 13,064,607,440 |
| 第52計算期間 | 15,984,536 | 259,356,803 | 12,821,235,173 |
| 第53計算期間 | 17,211,918 | 174,360,191 | 12,664,086,900 |
| 第54計算期間 | 15,906,203 | 567,534,667 | 12,112,458,436 |
| 第55計算期間 | 16,478,523 | 354,965,590 | 11,773,971,369 |
| 第56計算期間 | 15,648,714 | 281,442,317 | 11,508,177,766 |
| 第57計算期間 | 15,390,073 | 307,989,781 | 11,215,578,058 |
| 第58計算期間 | 15,494,005 | 251,117,226 | 10,979,954,837 |
| 第59計算期間 | 14,763,232 | 381,605,340 | 10,613,112,729 |
| 第60計算期間 | 15,036,317 | 159,490,497 | 10,468,658,549 |
| 第61計算期間 | 14,771,290 | 259,488,643 | 10,223,941,196 |
| 第62計算期間 | 15,525,654 | 177,024,402 | 10,062,442,448 |
| 第63計算期間 | 11,873,975 | 178,595,940 | 9,895,720,483 |
| 第64計算期間 | 10,192,959 | 181,144,779 | 9,724,768,663 |
| 第65計算期間 | 10,778,448 | 131,055,504 | 9,604,491,607 |
| 第66計算期間 | 12,221,934 | 134,774,140 | 9,481,939,401 |
| 第67計算期間 | 12,725,446 | 129,568,590 | 9,365,096,257 |
| 第68計算期間 | 12,205,303 | 140,635,020 | 9,236,666,540 |
| 第69計算期間 | 14,809,469 | 119,642,536 | 9,131,833,473 |
| 第70計算期間 | 10,802,110 | 153,475,481 | 8,989,160,102 |
| 第71計算期間 | 10,123,966 | 361,012,482 | 8,638,271,586 |
| 第72計算期間 | 10,291,088 | 63,881,107 | 8,584,681,567 |
| 第73計算期間 | 11,379,021 | 103,634,064 | 8,492,426,524 |
| 第74計算期間 | 10,469,706 | 85,053,471 | 8,417,842,759 |
| 第75計算期間 | 10,285,116 | 151,647,568 | 8,276,480,307 |
| 第76計算期間 | 9,649,750 | 110,610,683 | 8,175,519,374 |
| 第77計算期間 | 9,716,576 | 126,242,231 | 8,058,993,719 |
| 第78計算期間 | 15,219,007 | 151,088,999 | 7,923,123,727 |
| 第79計算期間 | 10,881,928 | 58,925,643 | 7,875,080,012 |
| 第80計算期間 | 9,796,349 | 110,801,329 | 7,774,075,032 |
| 第81計算期間 | 7,611,619 | 122,777,386 | 7,658,909,265 |
| 第82計算期間 | 9,223,041 | 1,170,621,870 | 6,497,510,436 |
| 第83計算期間 | 6,720,757 | 153,810,942 | 6,350,420,251 |
| 第84計算期間 | 7,163,373 | 56,822,728 | 6,300,760,896 |
| 第85計算期間 | 8,704,444 | 174,787,594 | 6,134,677,746 |
| 第86計算期間 | 8,601,713 | 108,112,545 | 6,035,166,914 |
| 第87計算期間 | 8,656,251 | 114,391,246 | 5,929,431,919 |
| 第88計算期間 | 8,516,740 | 84,465,519 | 5,853,483,140 |
| 第89計算期間 | 6,469,251 | 145,163,042 | 5,714,789,349 |
| 第90計算期間 | 6,794,925 | 93,942,174 | 5,627,642,100 |
| 第91計算期間 | 8,181,694 | 99,973,936 | 5,535,849,858 |
| 第92計算期間 | 8,543,974 | 89,698,346 | 5,454,695,486 |
| 第93計算期間 | 9,671,270 | 62,943,443 | 5,401,423,313 |
| 第94計算期間 | 8,567,760 | 59,974,359 | 5,350,016,714 |
| 第95計算期間 | 8,449,352 | 79,357,404 | 5,279,108,662 |
| 第96計算期間 | 8,783,951 | 59,960,545 | 5,227,932,068 |
| 第97計算期間 | 9,310,834 | 43,798,582 | 5,193,444,320 |
| 第98計算期間 | 9,427,503 | 92,146,143 | 5,110,725,680 |
| 第99計算期間 | 9,375,355 | 115,337,286 | 5,004,763,749 |
| 第100計算期間 | 8,919,344 | 11,007,808 | 5,002,675,285 |
| 第101計算期間 | 9,324,028 | 22,958,103 | 4,989,041,210 |
| 第102計算期間 | 9,532,290 | 43,350,047 | 4,955,223,453 |
| 第103計算期間 | 9,453,926 | 12,396,542 | 4,952,280,837 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第104計算期間 | 9,712,296 | 72,846,899 | 4,889,146,234 |
| 第105計算期間 | 9,620,199 | 25,224,489 | 4,873,541,944 |
| 第106計算期間 | 9,213,593 | 23,914,504 | 4,858,841,033 |
| 第107計算期間 | 18,344,816 | 71,962,398 | 4,805,223,451 |
| 第108計算期間 | 8,315,268 | 81,847,764 | 4,731,690,955 |
| 第109計算期間 | 8,333,717 | 51,729,231 | 4,688,295,441 |
| 第110計算期間 | 8,183,689 | 39,622,778 | 4,656,856,352 |
| 第111計算期間 | 8,436,790 | 30,444,529 | 4,634,848,613 |
| 第112計算期間 | 8,297,188 | 19,059,454 | 4,624,086,347 |
| 第113計算期間 | 10,397,779 | 33,350,515 | 4,601,133,611 |

＜参考＞

「先進国高金利通貨オープン マザーファンド」

（１）投資状況

平成29年6月30日現在
（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域名 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 国債証券 | シンガポール | 251,982,108 | 20.06 |
| | オーストラリア | 251,858,056 | 20.05 |
| | ニュージーランド | 250,752,299 | 19.96 |
| | カナダ | 239,465,350 | 19.06 |
| | アメリカ | 224,977,593 | 17.91 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 37,245,320 | 2.96 |
| 純資産総額 | | 1,256,280,726 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位３０銘柄

平成29年6月30日現在

| 国／地域 | 銘　柄 | 種類 | 業種 | 券面総額 | 上段：帳簿価額<br>下段：評 価 額<br>単価（円） | 金額（円） | 利率（%）<br>償還期限<br>(年/月/日) | 投資比率<br>(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| シンガポール | 4 SINGAPORGOVT 180901 | 国債証券 | ― | 3,000,000.00 | 8,406.71<br>8,399.4036 | 252,201,456<br>251,982,108 | 4.000000<br>2018/09/01 | 20.06 |
| オーストラリア | 2.75 AUST GOVT 191021 | 国債証券 | ― | 2,860,000.00 | 8,819.66<br>8,806.2257 | 252,242,310<br>251,858,056 | 2.750000<br>2019/10/21 | 20.05 |
| ニュージーランド | 6 NZ GOVT 171215 | 国債証券 | ― | 3,000,000.00 | 8,366.07<br>8,358.4099 | 250,982,337<br>250,752,299 | 6.000000<br>2017/12/15 | 19.96 |
| カナダ | 0.5 CAN GOVT 190201 | 国債証券 | ― | 2,800,000.00 | 8,575.02<br>8,552.3339 | 240,100,569<br>239,465,350 | 0.500000<br>2019/02/01 | 19.06 |
| アメリカ | 4 T-NOTE 180815 | 国債証券 | ― | 1,950,000.00 | 11,548.24<br>11,537.3124 | 225,190,874<br>224,977,593 | 4.000000<br>2018/08/15 | 17.91 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成29年6月30日現在

| 種類／業種別 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 国債証券 | 97.04 |
| 合　計 | 97.04 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

＜参考＞
「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」
（１）投資状況

平成29年6月30日現在
（単位：円）

| 資産の種類 | 国／地域名 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 国債証券 | 南アフリカ | 245,717,744 | 19.60 |
| | アルゼンチン | 241,418,652 | 19.26 |
| | ブラジル | 238,700,824 | 19.04 |
| | トルコ | 237,841,996 | 18.97 |
| | ロシア | 224,514,990 | 17.91 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | ― | 65,588,891 | 5.22 |
| 純資産総額 | | 1,253,783,097 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産
①投資有価証券の主要銘柄
ａ評価額上位３０銘柄

平成29年6月30日現在

| 国／地域 | 銘　柄 | 種類 | 業種 | 券面総額 | 上段：帳簿価額<br>下段：評 価 額<br>単価（円） | 金額（円） | 利率（%）<br>償還期限<br>（年/月/日） | 投資比率<br>(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ロシア | 6.7 RUSSIA GOVT B 190515 | 国債証券 | ― | 120,600,000.00 | 186.01<br>186.1650 | 224,332,642<br>224,514,990 | 6.700000<br>2019/05/15 | 17.91 |
| ブラジル | BRAZIL-LTN 190101 | 国債証券 | ― | 6,645,000.00 | 2,972.33<br>2,980.2933 | 197,511,951<br>198,040,494 | ―<br>2019/01/01 | 15.80 |
| アルゼンチン | 21.2 REPUBLIC OF 180919 | 国債証券 | ― | 24,925,000.00 | 724.51<br>727.3055 | 180,584,316<br>181,280,899 | 21.200000<br>2018/09/19 | 14.46 |
| 南アフリカ | 8 SOUTH AFRICA 181221 | 国債証券 | ― | 18,985,000.00 | 867.84<br>866.8117 | 164,760,363<br>164,564,210 | 8.000000<br>2018/12/21 | 13.13 |
| トルコ | 8.8 TURKEY GOVT 181114 | 国債証券 | ― | 3,375,000.00 | 3,099.63<br>3,095.3720 | 104,612,530<br>104,468,805 | 8.800000<br>2018/11/14 | 8.33 |
| トルコ | 10.5 TURKEY GOVT 200115 | 国債証券 | ― | 2,550,000.00 | 3,183.56<br>3,174.1864 | 81,180,818<br>80,941,753 | 10.500000<br>2020/01/15 | 6.46 |
| アルゼンチン | 22.75 REPUBLIC OF 180305 | 国債証券 | ― | 8,175,000.00 | 732.24<br>735.6300 | 59,860,620<br>60,137,752 | 22.750000<br>2018/03/05 | 4.80 |
| 南アフリカ | 8.25 SOUTH AFRICA 170915 | 国債証券 | ― | 4,950,000.00 | 862.04<br>861.9040 | 42,671,282<br>42,664,250 | 8.250000<br>2017/09/15 | 3.40 |
| 南アフリカ | 7.25 SOUTH AFRICA 200115 | 国債証券 | ― | 4,500,000.00 | 857.13<br>855.3174 | 38,571,189<br>38,489,283 | 7.250000<br>2020/01/15 | 3.07 |
| トルコ | 6.3 TURKEY GOVT 180214 | 国債証券 | ― | 1,175,000.00 | 3,101.72<br>3,096.9610 | 36,445,304<br>36,389,291 | 6.300000<br>2018/02/14 | 2.90 |
| ブラジル | 10 (IN)BRAZIL NTN 180101 | 国債証券 | ― | 590,000.00 | 3,568.97<br>3,577.3538 | 21,056,979<br>21,106,387 | 10.000000<br>2018/01/01 | 1.68 |
| ブラジル | BRAZIL-LTN 200101 | 国債証券 | ― | 726,000.00 | 2,688.42<br>2,693.3806 | 19,517,947<br>19,553,943 | ―<br>2020/01/01 | 1.56 |
| トルコ | 8.5 TURKEY GOVT 190710 | 国債証券 | ― | 525,000.00 | 3,055.64<br>3,055.6470 | 16,042,146<br>16,042,146 | 8.500000<br>2019/07/10 | 1.28 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成29年6月30日現在

| 種類／業種別 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 国債証券 | 94.77 |
| 合　計 | 94.77 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

# 運用実績

2017年6月30日現在

## ■ 基準価額・純資産の推移 2008年1月31日(設定日)～2017年6月30日

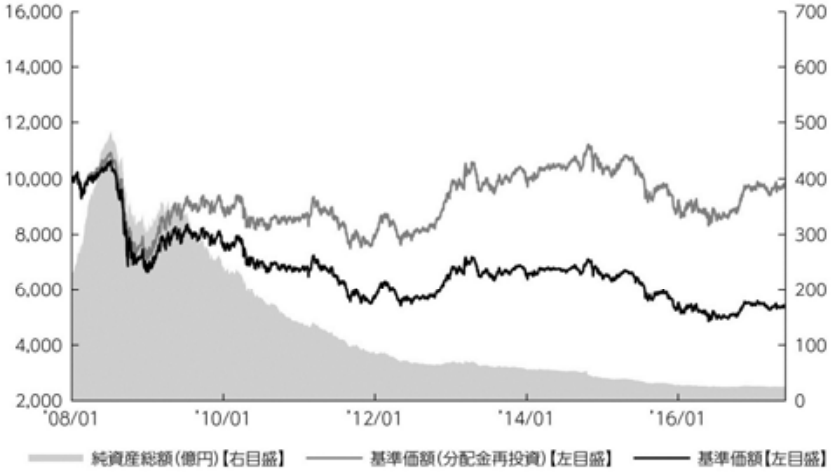


•基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■ 基準価額・純資産

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 5,427円 |
| 純資産総額 | 24.8億円 |

## ■ 分配の推移

| | |
|---|---|
| 2017年 6 月 | 25円 |
| 2017年 5 月 | 25円 |
| 2017年 4 月 | 25円 |
| 2017年 3 月 | 25円 |
| 2017年 2 月 | 25円 |
| 2017年 1 月 | 25円 |
| 直近1年間累計 | 300円 |
| 設定来累計 | 4,030円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

## ■ 主要な資産の状況

| 通貨別構成 | 比率 |
|---|---|
| アメリカドル | 10.8% |
| ニュージーランドドル | 10.2% |
| シンガポールドル | 10.1% |
| オーストラリアドル | 10.0% |
| 南アフリカランド | 9.8% |
| トルコリラ | 9.6% |
| アルゼンチンペソ | 9.5% |
| カナダドル | 9.5% |
| その他 | 20.5% |
| 合計 | 100.0% |

| | 組入上位銘柄 | 種別 | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 4 SINGAPORGOVT 180901 | 国債 | シンガポール | 10.0% |
| 2 | 2.75 AUST GOVT 191021 | 国債 | オーストラリア | 10.0% |
| 3 | 6 NZ GOVT 171215 | 国債 | ニュージーランド | 9.9% |
| 4 | 0.5 CAN GOVT 190201 | 国債 | カナダ | 9.5% |
| 5 | 4 T-NOTE 180815 | 国債 | アメリカ | 8.9% |
| 6 | 6.7 RUSSIA GOVT B 190515 | 国債 | ロシア | 8.8% |
| 7 | BRAZIL-LTN 190101 | 国債 | ブラジル | 7.8% |
| 8 | 21.2 REPUBLIC OF 180919 | 国債 | アルゼンチン | 7.1% |
| 9 | 8 SOUTH AFRICA 181221 | 国債 | 南アフリカ | 6.5% |
| 10 | 8.8 TURKEY GOVT 181114 | 国債 | トルコ | 4.1% |

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## ■ 年間収益率の推移

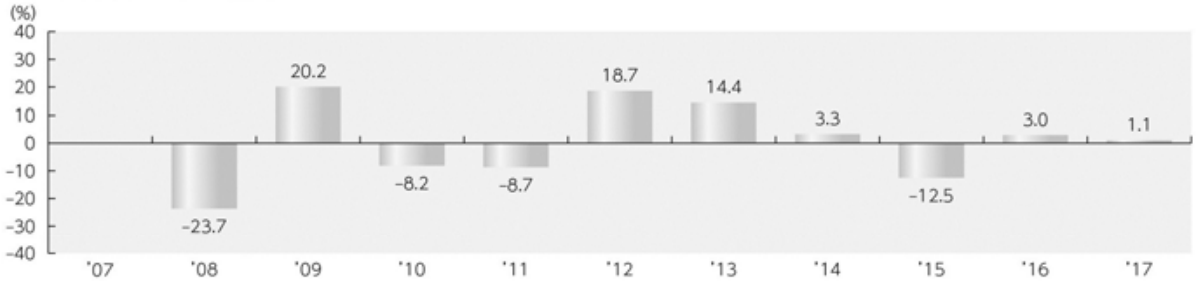


•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2008年は設定日から年末までの、2017年は年初から6月30日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

**上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。**
**運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。**

# 第２【管理及び運営】

## １【申込（販売）手続等】

・取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
・次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
  ・　ニューヨークの銀行の休業日
  ・　ニューヨーク証券取引所の休業日
  ・　ロンドンの銀行の休業日
  ・　ロンドン証券取引所の休業日
・取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）
販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

※　取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1)　**申込単位**

販売会社が定める単位（当初元本１口＝１円）
ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、１口単位とします。
申込単位の照会先は販売会社となります。

(2)　**申込手数料**

| 手数料率：上限3.24%（税抜3.00%） |
|---|

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。
「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。
販売会社は、「グローバル高金利通貨オープン（１年決算型）」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。
申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3)　**申込代金**

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

(4)　**払込期日**

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

## ２【換金（解約）手続等】

・換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※　信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

・申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

・販売会社によっては、買取りを取扱う場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※　換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1)　**解約単位**

販売会社が定める単位

(2)　**解約価額**

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

(3)　**解約手数料**

かかりません。

(4)　**信託財産留保額**

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.15％

(5)　**支払日**

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して６営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(6)　**大口解約の制限**

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として１日１件５億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

## ３【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

＊ 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

② ファンドの主な投資対象の評価方法

ａ．マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

ｂ．公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

（ａ）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（ｂ）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

（ｃ）価格情報会社の提供する価額

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

ｃ．外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③ 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

④ 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

| |
|---|
| 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社<br>電話番号：0120-151034（お客様専用フリーダイヤル）<br>（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）<br>ホームページ アドレス：http://www.am.mufg.jp/ |

### （２）【保管】

該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

平成20年１月31日から平成30年１月22日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

### （４）【計算期間】

毎月23日から翌月22日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①　ファンドの償還条件等

ａ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ．委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｃ．委託会社は、信託の終了について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．ｃ．の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｄ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．ｃ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

ｆ．ｃ．からｅ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってｃ．からｅ．までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

ｇ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｈ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｉ．監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、②のｂ．に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｊ．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ａ．からｇ．までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａ．の事項（ａ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、ａ．の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂ．からｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

ｇ．ａ．からｆ．までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

③　反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④　他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

ａ．他の受益者の氏名または名称および住所

ｂ．他の受益者が有する受益権の内容

⑤　関係法人との契約の更改

ａ．委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用指図委託契約」の有効期間は、１年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、１年毎に自動延長するものとします。

ｂ．委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦　信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧　運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年６月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成します。

交付運用報告書は、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）については委託会社のホームページに掲載します。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

## ４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

**(1)　収益分配金に対する受領権**

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①　「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②　「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

**(2)　償還金に対する受領権**

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

**(3)　換金（解約）請求権**

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して６営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

なお、換金には制限があります。くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等　(6)　大口解約の制限」を参照してください。

また、申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

**(4)　帳簿書類閲覧権**

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

# 第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　毎月決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（平成28年12月23日から平成29年6月22日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年７月26日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会御中

**PwCあらた有限責任監査法人**

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）の平成28年12月23日から平成29年６月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）の平成29年６月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## １【財務諸表】

## 【グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期<br>［ 平成28年12月22日現在 ］ | 当期<br>［ 平成29年6月22日現在 ］ |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 48,235,665 | 44,202,257 |
| 親投資信託受益証券 | 2,618,208,293 | 2,426,325,330 |
| 未収入金 | 5,310,985 | 4,518,592 |
| 流動資産合計 | 2,671,754,943 | 2,475,046,179 |
| 資産合計 | 2,671,754,943 | 2,475,046,179 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 12,013,058 | 11,502,834 |
| 未払解約金 | 3,398,141 | 1,379,990 |
| 未払受託者報酬 | 69,562 | 68,367 |
| 未払委託者報酬 | 2,017,246 | 1,982,650 |
| 未払利息 | 45 | 84 |
| その他未払費用 | 9,266 | 9,102 |
| 流動負債合計 | 17,507,318 | 14,943,027 |
| 負債合計 | 17,507,318 | 14,943,027 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | ※1 4,805,223,451 | ※1 4,601,133,611 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | ※2 △2,150,975,826 | ※2 △2,141,030,459 |
| （分配準備積立金） | 117,959,987 | 106,755,192 |
| 元本等合計 | 2,654,247,625 | 2,460,103,152 |
| 純資産合計 | 2,654,247,625 | 2,460,103,152 |
| 負債純資産合計 | 2,671,754,943 | 2,475,046,179 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期<br>自 平成28年 6月23日<br>至 平成28年12月22日 | 当期<br>自 平成28年12月23日<br>至 平成29年 6月22日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 75 | 154 |
| 有価証券売買等損益 | 299,134,355 | △517,385 |
| 営業収益合計 | 299,134,430 | △517,231 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 5,678 | 6,090 |
| 受託者報酬 | 407,006 | 410,842 |
| 委託者報酬 | ※1 11,803,077 | ※1 11,914,386 |
| その他費用 | 54,211 | 54,716 |
| 営業費用合計 | 12,269,972 | 12,386,034 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 286,864,458 | △12,903,265 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 286,864,458 | △12,903,265 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 286,864,458 | △12,903,265 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 1,689,875 | △6,880 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △2,453,563,151 | △2,150,975,826 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 122,983,988 | 116,420,826 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 122,983,988 | 116,420,826 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 32,235,607 | 23,736,799 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 32,235,607 | 23,736,799 |
| 分配金 | ※2 73,335,639 | ※2 69,842,275 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △2,150,975,826 | △2,141,030,459 |

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １ 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| | 前期<br>［ 平成28年12月22日現在 ］ | 当期<br>［ 平成29年6月22日現在 ］ |
|---|---|---|
| ※１ 期首元本額 | 4,989,041,210円 | 4,805,223,451円 |
| 期中追加設定元本額 | 65,877,120円 | 51,964,431円 |
| 期中一部解約元本額 | 249,694,879円 | 256,054,271円 |
| ※２ 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 2,150,975,826円 | 2,141,030,459円 |
| ３ 受益権の総数 | 4,805,223,451口 | 4,601,133,611口 |
| ４ １口当たり純資産額<br>（１万口当たり純資産額） | 0.5524円<br>(5,524円) | 0.5347円<br>(5,347円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期（自 平成28年6月23日 至 平成28年12月22日）

※１ 運用に係る権限を委託するための費用

「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年１万分の30の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

※２ 分配金の計算過程

| | | （ 自 平成28年6月23日 至 平成28年7月22日 ） |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 17,101,077円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | ― |
| 収益調整金額 | C | 7,059,741円 |
| 分配準備積立金額 | D | 123,271,375円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 147,432,193円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,955,223,453口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 297円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 12,388,058円 |

| | | （ 自 平成28年7月23日 至 平成28年8月22日 ） |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 10,063,777円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | ― |
| 収益調整金額 | C | 7,305,192円 |
| 分配準備積立金額 | D | 127,673,468円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 145,042,437円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,952,280,837口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 292円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 12,380,702円 |

| | | ( 自 平成28年8月23日 至 平成28年9月23日 ) |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 11,130,934円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | — |
| 収益調整金額 | C | 7,462,071円 |
| 分配準備積立金額 | D | 123,563,178円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 142,156,183円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,889,146,234口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 290円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 12,222,865円 |

| | | ( 自 平成28年9月24日 至 平成28年10月24日 ) |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 11,487,408円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | — |
| 収益調整金額 | C | 7,684,273円 |
| 分配準備積立金額 | D | 121,855,552円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 141,027,233円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,873,541,944口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 289円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 12,183,854円 |

| | | ( 自 平成28年10月25日 至 平成28年11月22日 ) |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 9,793,185円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | — |
| 収益調整金額 | C | 7,894,720円 |
| 分配準備積立金額 | D | 120,580,303円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 138,268,208円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,858,841,033口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 284円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 12,147,102円 |

| | | ( 自 平成28年11月23日 至 平成28年12月22日 ) |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 13,461,570円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | — |
| 収益調整金額 | C | 8,265,689円 |
| 分配準備積立金額 | D | 116,511,475円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 138,238,734円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,805,223,451口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 287円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 12,013,058円 |

当期（自 平成28年12月23日 至 平成29年6月22日）

※１ 運用に係る権限を委託するための費用

「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年１万分の30の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

※２　分配金の計算過程

| | | （ 自 平成28年12月23日　至 平成29年1月23日 ） |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 14,624,134円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | ― |
| 収益調整金額 | C | 8,347,434円 |
| 分配準備積立金額 | D | 116,016,574円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 138,988,142円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,731,690,955口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 293円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 11,829,227円 |

| | | （ 自 平成29年1月24日　至 平成29年2月22日 ） |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 11,571,745円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | ― |
| 収益調整金額 | C | 8,484,241円 |
| 分配準備積立金額 | D | 117,551,630円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 137,607,616円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,688,295,441口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 293円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 11,720,738円 |

| | | （ 自 平成29年2月23日　至 平成29年3月22日 ） |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 9,023,482円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | ― |
| 収益調整金額 | C | 8,635,319円 |
| 分配準備積立金額 | D | 116,443,584円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 134,102,385円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,656,856,352口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 287円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 11,642,140円 |

| | | （ 自 平成29年3月23日　至 平成29年4月24日 ） |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 10,671,942円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | ― |
| 収益調整金額 | C | 8,806,893円 |
| 分配準備積立金額 | D | 113,105,576円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 132,584,411円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,634,848,613口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 286円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 11,587,121円 |

| | | （ 自 平成29年4月25日　至 平成29年5月22日 ） |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 9,231,428円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | ― |
| 収益調整金額 | C | 8,989,999円 |
| 分配準備積立金額 | D | 111,741,131円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 129,962,558円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,624,086,347口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 281円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 11,560,215円 |

| | | （ 自 平成29年5月23日 至 平成29年6月22日 ） |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 9,609,192円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | — |
| 収益調整金額 | C | 9,197,944円 |
| 分配準備積立金額 | D | 108,648,834円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 127,455,970円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 4,601,133,611口 |
| １万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 276円 |
| １万口当たり分配金額 | H | 25円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 11,502,834円 |

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

| 区　分 | 前期<br>（ 自 平成28年 6月23日<br>至 平成28年12月22日 ） | 当期<br>（ 自 平成28年12月23日<br>至 平成29年 6月22日 ） |
|---|---|---|
| １ 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同　左 |
| ２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同　左 |
| | 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 | 同　左 |
| | また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同　左 |
| ３ 金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 | 同　左 |
| | 親投資信託受益証券は、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。 | 同　左 |

2　金融商品の時価等に関する事項

| 区　分 | 前期<br>［ 平成28年12月22日現在 ］ | 当期<br>［ 平成29年6月22日現在 ］ |
|---|---|---|
| 1　貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同　左 |
| 2　時価の算定方法 | 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | 同　左 |
| | デリバティブ取引は、該当事項はありません。 | 同　左 |
| | 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | 同　左 |
| 3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同　左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種　類 | 前期<br>［ 平成28年12月22日現在 ］<br>最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | 当期<br>［ 平成29年6月22日現在 ］<br>最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 169,429,643 | 15,426,130 |
| 合計 | 169,429,643 | 15,426,130 |

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 口数 | 評　価　額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 先進国高金利通貨オープン マザーファンド | 1,253,211,151 | 1,214,486,926 | |
| | 新興国高金利通貨オープン マザーファンド | 1,058,096,922 | 1,211,838,404 | |
| 親投資信託受益証券　小計 | | 2,311,308,073 | 2,426,325,330 | |
| 合計 | | 2,311,308,073 | 2,426,325,330 | |

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

＜参考＞

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「先進国高金利通貨オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

| | ［ 平成28年12月22日現在 ］ | ［ 平成29年6月22日現在 ］ |
|---|---|---|
| | 金　額（円） | 金　額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 40,294,325 | 10,718,100 |
| コール・ローン | 16,662,495 | 13,184,270 |
| 国債証券 | 1,252,178,380 | 1,208,857,103 |
| 未収利息 | 12,122,026 | 7,766,121 |
| 前払費用 | 5,645,501 | 131,233 |
| 流動資産合計 | 1,326,902,727 | 1,240,656,827 |
| 資産合計 | 1,326,902,727 | 1,240,656,827 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | — | 4,653,633 |
| 未払利息 | 15 | 25 |
| 流動負債合計 | 15 | 4,653,658 |
| 負債合計 | 15 | 4,653,658 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本　※1 | 1,345,854,378 | 1,275,438,753 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（△）　※2 | △18,951,666 | △39,435,584 |
| 元本等合計 | 1,326,902,712 | 1,236,003,169 |
| 純資産合計 | 1,326,902,712 | 1,236,003,169 |
| 負債純資産合計 | 1,326,902,727 | 1,240,656,827 |

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎月23日から翌月22日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| 2　デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理<br>「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| | ［ 平成28年12月22日現在 ］ | ［ 平成29年6月22日現在 ］ |
|---|---|---|
| ※１ 期首 | 平成28年6月23日 | 平成28年12月23日 |
| 期首元本額 | 1,399,599,381円 | 1,345,854,378円 |
| 期首からの追加設定元本額 | 250,735,298円 | 183,898,099円 |
| 期首からの一部解約元本額 | 304,480,301円 | 254,313,724円 |
| 元本の内訳＊ | | |
| グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型） | 1,323,987,354円 | 1,253,211,151円 |
| グローバル高金利通貨オープン（１年決算型） | 21,867,024円 | 22,227,602円 |
| （合　計） | 1,345,854,378円 | 1,275,438,753円 |
| ※２ 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 18,951,666円 | 39,435,584円 |
| ３ 受益権の総数 | 1,345,854,378口 | 1,275,438,753口 |
| ４ １口当たり純資産額 | 0.9859円 | 0.9691円 |
| （１万口当たり純資産額） | (9,859円) | (9,691円) |

＊ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

| 区　分 | （ 自 平成28年 6月23日<br>至 平成28年12月22日 ） | （ 自 平成28年12月23日<br>至 平成29年 6月22日 ） |
|---|---|---|
| １ 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同　左 |
| ２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同　左 |
| | デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同　左 |
| ３ 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同　左 |

２　金融商品の時価等に関する事項

| 区　分 | ［ 平成28年12月22日現在 ］ | ［ 平成29年6月22日現在 ］ |
|---|---|---|
| １ 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同　左 |
| ２ 時価の算定方法 | 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | 同　左 |
| | デリバティブ取引は、該当事項はありません。 | 同　左 |
| | 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | 同　左 |
| ３ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同　左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種　類 | ［ 平成28年12月22日現在 ］<br>当期間の損益に含まれた評価差額(円) | ［ 平成29年6月22日現在 ］<br>当期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|---|---|---|
| 国債証券 | △4,723,615 | △3,387,681 |
| 合計 | △4,723,615 | △3,387,681 |

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

| （ 自 平成26年 6月23日<br>至 平成28年12月22日 ） | （ 自 平成28年12月23日<br>至 平成29年 6月22日 ） |
|---|---|
| ― | 当ファンドは、信託約款に基づき信託契約の解約を行うことを平成29年7月26日付で社内規定に基づき決裁しました。当ファンドは平成29年1月23日に償還します。 |

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

| 通　貨<br>種　類 | 銘　　柄 | 券面総額 | 評　価　額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| アメリカドル | | | | |
| 国債証券 | 4 T-NOTE 180815 | 1,950,000.00 | 2,010,632.81 | |
| | 国債証券 小 計 | 1,950,000.00 | 2,010,632.81<br>(223,461,730) | |
| アメリカドル 小 計 | | 1,950,000.00 | 2,010,632.81<br>(223,461,730) | |
| カナダドル | | | | |
| 国債証券 | 0.5 CAN GOVT 190201 | 2,800,000.00 | 2,783,452.00 | |
| | 国債証券 小 計 | 2,800,000.00 | 2,783,452.00<br>(232,279,069) | |
| カナダドル 小 計 | | 2,800,000.00 | 2,783,452.00<br>(232,279,069) | |
| オーストラリアドル | | | | |
| 国債証券 | 2.75 AUST GOVT 191021 | 3,000,000.00 | 3,070,362.00 | |
| | 国債証券 小 計 | 3,000,000.00 | 3,070,362.00<br>(257,910,408) | |
| オーストラリアドル 小 計 | | 3,000,000.00 | 3,070,362.00<br>(257,910,408) | |
| シンガポールドル | | | | |
| 国債証券 | 4 SINGAPORGOVT 180901 | 3,000,000.00 | 3,104,400.00 | |
| | 国債証券 小 計 | 3,000,000.00 | 3,104,400.00<br>(248,569,308) | |
| シンガポールドル 小 計 | | 3,000,000.00 | 3,104,400.00<br>(248,569,308) | |
| ニュージーランドドル | | | | |
| 国債証券 | 6 NZ GOVT 171215 | 3,000,000.00 | 3,060,387.00 | |
| | 国債証券 小 計 | 3,000,000.00 | 3,060,387.00<br>(246,636,588) | |
| ニュージーランドドル 小 計 | | 3,000,000.00 | 3,060,387.00<br>(246,636,588) | |
| 合　　計 | | ― | 1,208,857,103<br>(1,208,857,103) | |

（注1）通貨の種類ごとの小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
（注2）合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 通　貨 | 銘　柄　数 | | 組入債券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|---|---|---|---|---|
| アメリカドル | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% | 18.49% |
| カナダドル | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% | 19.21% |
| オーストラリアドル | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% | 21.34% |
| シンガポールドル | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% | 20.56% |
| ニュージーランドドル | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% | 20.40% |

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

| | ［ 平成28年12月22日現在 ］ | ［ 平成29年6月22日現在 ］ |
|---|---|---|
| | 金　額（円） | 金　額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 2,400,031 | 35,921,778 |
| コール・ローン | 12,817,919 | 18,804,261 |
| 国債証券 | 1,298,207,099 | 1,175,561,108 |
| 派生商品評価勘定 | 16,316 | 22,782 |
| 未収入金 | 22,865,838 | — |
| 未収利息 | 11,736,369 | 8,394,205 |
| 前払費用 | 254,380 | 1,197,409 |
| 流動資産合計 | 1,348,297,952 | 1,239,901,543 |
| 資産合計 | 1,348,297,952 | 1,239,901,543 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 12,657 | 20,534 |
| 未払解約金 | 5,480,649 | 34,376 |
| 未払利息 | 11 | 35 |
| 流動負債合計 | 5,493,317 | 54,945 |
| 負債合計 | 5,493,317 | 54,945 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本　※1 | 1,192,155,070 | 1,082,528,775 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 150,649,565 | 157,317,823 |
| 元本等合計 | 1,342,804,635 | 1,239,846,598 |
| 純資産合計 | 1,342,804,635 | 1,239,846,598 |
| 負債純資産合計 | 1,348,297,952 | 1,239,901,543 |

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎月23日から翌月22日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １　有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| ２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| ３　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理<br>「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| | ［ 平成28年12月22日現在 ］ | ［ 平成29年6月22日現在 ］ |
|---|---|---|
| ※１ 期首 | 平成28年6月23日 | 平成28年12月23日 |
| 期首元本額 | 1,321,343,641円 | 1,192,155,070円 |
| 期首からの追加設定元本額 | 167,799,555円 | 130,415,524円 |
| 期首からの一部解約元本額 | 296,988,126円 | 240,041,819円 |
| 元本の内訳＊ | | |
| グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型） | 1,165,562,111円 | 1,058,096,922円 |
| グローバル高金利通貨オープン（１年決算型） | 19,250,401円 | 18,767,003円 |
| 新興国高金利通貨オープン（毎月決算型） | 7,342,558円 | 5,664,850円 |
| （合　計） | 1,192,155,070円 | 1,082,528,775円 |
| ２ 受益権の総数 | 1,192,155,070口 | 1,082,528,775口 |
| ３ １口当たり純資産額 | 1.1264円 | 1.1453円 |
| （１万口当たり純資産額） | (11,264円) | (11,453円) |

＊ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

| 区　分 | （ 自 平成28年 6月23日<br>至 平成28年12月22日 ） | （ 自 平成28年12月23日<br>至 平成29年 6月22日 ） |
|---|---|---|
| １ 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同　左 |
| ２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同　左 |
| | デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同　左 |
| ３ 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同　左 |

２ 金融商品の時価等に関する事項

| 区　分 | ［ 平成28年12月22日現在 ］ | ［ 平成29年6月22日現在 ］ |
|---|---|---|
| １ 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同　左 |
| ２ 時価の算定方法 | 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | 同　左 |
| | デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 | 同　左 |
| | 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | 同　左 |
| ３ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同　左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種　類 | ［ 平成28年12月22日現在 ］<br>当期間の損益に含まれた評価差額(円) | ［ 平成29年6月22日現在 ］<br>当期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|---|---|---|
| 国債証券 | 6,040,686 | 6,716,907 |
| 合計 | 6,040,686 | 6,716,907 |

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区　分 | 種　類 | ［ 平成28年12月22日現在 ］ | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 契 約 額 等（円） | | 時　価 | 評 価 損 益 |
| | | | うち1年超 | （円） | （円） |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 2,665,271 | ― | 2,668,196 | △2,925 |
| | 南アフリカランド | 6,885,352 | ― | 6,869,036 | 16,316 |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 6,885,352 | ― | 6,875,620 | △9,732 |
| 合　　計 | | 16,435,975 | ― | 16,412,852 | 3,659 |

| 区　分 | 種　類 | ［ 平成29年6月22日現在 ］ | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 契 約 額 等（円） | | 時　価 | 評 価 損 益 |
| | | | うち1年超 | （円） | （円） |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 南アフリカランド | 6,470,088 | ― | 6,447,306 | 22,782 |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 8,337,828 | ― | 8,317,294 | △20,534 |
| 合　　計 | | 14,807,916 | ― | 14,764,600 | 2,248 |

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

| 通　貨<br>種　類 | 銘　　柄 | 券面総額 | 評　価　額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| アルゼンチンペソ | | | | |
| 国債証券 | 21.2 REPUBLIC OF 180919 | 24,925,000.00 | 26,634,855.00 | |
| | 22.75 REPUBLIC OF 180305 | 8,175,000.00 | 8,829,000.00 | |
| | 国債証券 小 計 | 33,100,000.00 | 35,463,855.00<br>(242,927,406) | |
| アルゼンチンペソ 小 計 | | 33,100,000.00 | 35,463,855.00<br>(242,927,406) | |
| ブラジルレアル | | | | |
| 国債証券 | 10 (IN)BRAZIL NTN 180101 | 590,000.00 | 621,333.13 | |
| | BRAZIL-LTN 190101 | 6,645,000.00 | 5,828,030.45 | |
| | BRAZIL-LTN 200101 | 726,000.00 | 575,920.55 | |
| | 国債証券 小 計 | 7,961,000.00 | 7,025,284.13<br>(234,082,467) | |
| ブラジルレアル 小 計 | | 7,961,000.00 | 7,025,284.13<br>(234,082,467) | |
| 南アフリカランド | | | | |
| 国債証券 | 7.25 SOUTH AFRICA 200115 | 4,500,000.00 | 4,479,813.00 | |
| | 8 SOUTH AFRICA 181221 | 18,985,000.00 | 19,135,930.75 | |
| | 8.25 SOUTH AFRICA 170915 | 4,950,000.00 | 4,956,014.25 | |
| | 国債証券 小 計 | 28,435,000.00 | 28,571,758.00<br>(242,859,943) | |
| 南アフリカランド 小 計 | | 28,435,000.00 | 28,571,758.00<br>(242,859,943) | |
| ロシアルーブル | | | | |
| 国債証券 | 6.7 RUSSIA GOVT B 190515 | 120,600,000.00 | 118,694,520.00 | |
| | 国債証券 小 計 | 120,600,000.00 | 118,694,520.00<br>(219,584,862) | |
| ロシアルーブル 小 計 | | 120,600,000.00 | 118,694,520.00<br>(219,584,862) | |
| トルコリラ | | | | |
| 国債証券 | 10.5 TURKEY GOVT 200115 | 2,550,000.00 | 2,554,462.50 | |
| | 6.3 TURKEY GOVT 180214 | 1,175,000.00 | 1,146,800.00 | |
| | 8.5 TURKEY GOVT 190710 | 525,000.00 | 504,787.50 | |
| | 8.8 TURKEY GOVT 181114 | 3,375,000.00 | 3,291,772.50 | |
| | 国債証券 小 計 | 7,625,000.00 | 7,497,822.50<br>(236,106,430) | |
| トルコリラ 小 計 | | 7,625,000.00 | 7,497,822.50<br>(236,106,430) | |
| 合　　計 | | — | 1,175,561,108<br>(1,175,561,108) | |

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
(注2) 合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 通　貨 | 銘　柄　数 | | 組入債券<br>時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|---|---|---|---|---|
| アルゼンチンペソ | 国債証券 | 2銘柄 | 100.00% | 20.66% |
| ブラジルレアル | 国債証券 | 3銘柄 | 100.00% | 19.91% |
| 南アフリカランド | 国債証券 | 3銘柄 | 100.00% | 20.66% |
| ロシアルーブル | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% | 18.68% |
| トルコリラ | 国債証券 | 4銘柄 | 100.00% | 20.08% |

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

## ２【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成29年6月30日現在
（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資 産 総 額 | 2,497,093,293 |
| Ⅱ 負 債 総 額 | 12,196,649 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 2,484,896,644 |
| Ⅳ 発 行 済 口 数 | 4,578,639,141 口 |
| Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 0.5427<br>（ １万口当たり 5,427 ） |

＜参考＞
「先進国高金利通貨オープン マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成29年6月30日現在
（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資 産 総 額 | 1,267,406,295 |
| Ⅱ 負 債 総 額 | 11,125,569 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 1,256,280,726 |
| Ⅳ 発 行 済 口 数 | 1,271,935,403 口 |
| Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 0.9877<br>（ １万口当たり 9,877 ） |

＜参考＞
「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成29年6月30日現在
（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資 産 総 額 | 1,254,997,434 |
| Ⅱ 負 債 総 額 | 1,214,337 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 1,253,783,097 |
| Ⅳ 発 行 済 口 数 | 1,082,160,591 口 |
| Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.1586<br>（ １万口当たり 11,586 ） |

# 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

## １　投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

## ２　受益者等名簿

該当事項はありません。

## ３　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

## ４　内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○　受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○　受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

○　償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成29年６月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## ２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成29年６月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本　数<br>（本） | 純資産総額<br>（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 815 | 10,858,750 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,407,749 |
| 単位型株式投資信託 | 53 | 400,592 |
| 単位型公社債投資信託 | 2 | 7,414 |
| 合　計 | 886 | 12,674,506 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## ３【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成２９年６月２８日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　弥永　めぐみ | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　山田　信之 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第３２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成２９年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（監査報告書の謄本を添付しております。）

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | 第31期<br>（平成28年3月31日現在） | | 第32期<br>（平成29年3月31日現在） | |
|---|---|---|---|---|
| （資産の部） | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | ※2 | 80,707,781 | ※2 | 69,212,680 |
| 有価証券 | | 2,728,127 | | 36,210 |
| 前払費用 | | 402,267 | | 337,699 |
| 未収入金 | | 14,286 | | 35,896 |
| 未収委託者報酬 | | 11,275,577 | | 10,076,022 |
| 未収収益 | ※2 | 564,923 | ※2 | 659,405 |
| 繰延税金資産 | | 491,700 | | 446,374 |
| 金銭の信託 | ※2 | 30,000 | ※2 | 30,000 |
| その他 | | 438,012 | | 113,754 |
| 流動資産合計 | | 96,652,678 | | 80,948,042 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | ※1 | 846,844 | ※1 | 806,798 |
| 器具備品 | ※1 | 768,584 | ※1 | 759,446 |
| 土地 | | 1,356,000 | | 1,356,000 |
| 有形固定資産合計 | | 2,971,428 | | 2,922,245 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 1,813,951 | | 1,844,549 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 341,815 | | 608,066 |
| その他 | | 71 | | 10 |
| 無形固定資産合計 | | 2,171,661 | | 2,468,448 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 24,223,272 | | 24,327,081 |
| 関係会社株式 | | 320,136 | | 320,136 |
| 長期差入保証金 | | 686,446 | | 654,402 |
| 前払年金費用 | | 499,178 | | 463,105 |
| 繰延税金資産 | | 786,810 | | 711,230 |
| その他 | | 51,090 | | 50,235 |
| 貸倒引当金 | | △23,600 | | △23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 26,543,335 | | 26,502,592 |
| 固定資産合計 | | 31,686,425 | | 31,893,286 |
| 資産合計 | | 128,339,103 | | 112,841,328 |

（単位：千円）

| | 第31期<br>（平成28年3月31日現在） | | 第32期<br>（平成29年3月31日現在） | |
|---|---|---|---|---|
| （負債の部） | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 199,091 | | 166,493 |
| 未払金 | | | | |
| 未払収益分配金 | | 101,046 | | 108,024 |
| 未払償還金 | | 821,178 | | 547,707 |
| 未払手数料 | ※2 | 4,866,423 | ※2 | 4,225,009 |
| その他未払金 | ※2 | 2,521,849 | ※2 | 2,355,815 |
| 未払費用 | ※2 | 3,419,978 | ※2 | 3,061,479 |
| 未払消費税等 | | 370,110 | | 351,670 |
| 未払法人税等 | | 947,540 | | 756,668 |
| 賞与引当金 | | 882,523 | | 843,729 |
| 役員賞与引当金 | | — | | 100,680 |
| その他 | | 670,983 | | 711,633 |
| 流動負債合計 | | 14,800,725 | | 13,228,909 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 508,142 | | 590,154 |
| 役員退職慰労引当金 | | 166,789 | | 166,458 |
| 時効後支払損引当金 | | 257,105 | | 253,070 |
| 固定負債合計 | | 932,038 | | 1,009,684 |
| 負債合計 | | 15,732,763 | | 14,238,594 |
| （純資産の部） | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 2,000,131 | | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 3,572,096 | | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | | 41,160,616 | | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | | 44,732,712 | | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 342,589 | | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 別途積立金 | | 6,998,000 | | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 57,079,782 | | 43,034,713 |
| 利益剰余金合計 | | 64,420,372 | | 50,375,303 |
| 株主資本合計 | | 111,153,216 | | 97,108,147 |

（単位：千円）

| | 第31期<br>（平成28年3月31日現在） | 第32期<br>（平成29年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,446,576 | 1,494,586 |
| 繰延ヘッジ損益 | 6,546 | — |
| 評価・換算差額等合計 | 1,453,123 | 1,494,586 |
| 純資産合計 | 112,606,339 | 98,602,734 |
| 負債純資産合計 | 128,339,103 | 112,841,328 |

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

| | | 第31期<br>（自　平成27年4月1日<br>至　平成28年3月31日） | | 第32期<br>（自　平成28年4月1日<br>至　平成29年3月31日） |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 82,096,942 | | 81,709,776 |
| 投資顧問料 | | 2,226,322 | | 2,396,020 |
| その他営業収益 | | 35,063 | | 25,763 |
| 営業収益合計 | | 84,358,328 | | 84,131,560 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | ※2 | 34,821,751 | ※2 | 33,975,255 |
| 広告宣伝費 | | 742,632 | | 731,771 |
| 公告費 | | — | | 482 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 1,642,352 | | 1,713,892 |
| 委託調査費 | | 14,530,744 | | 13,961,993 |
| 事務委託費 | | 751,410 | | 984,749 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 122,574 | | 158,915 |
| 印刷費 | | 704,639 | | 699,940 |
| 協会費 | | 51,201 | | 51,995 |
| 諸会費 | | 7,730 | | 9,887 |
| 事務機器関連費 | | 1,674,745 | | 1,611,608 |
| その他営業雑経費 | | 30,382 | | 11,925 |
| 営業費用合計 | | 55,080,164 | | 53,912,419 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | | 280,681 | | 331,997 |
| 給料・手当 | | 5,948,603 | | 6,496,165 |
| 賞与引当金繰入 | | 882,523 | | 843,729 |
| 役員賞与引当金繰入 | | — | | 100,680 |
| 福利厚生費 | | 1,091,897 | | 1,196,210 |
| 交際費 | | 17,062 | | 14,843 |
| 旅費交通費 | | 212,578 | | 233,159 |
| 租税公課 | | 264,376 | | 422,030 |
| 不動産賃借料 | | 795,415 | | 706,571 |
| 退職給付費用 | | 341,073 | | 441,736 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 34,369 | | 48,393 |
| 固定資産減価償却費 | | 1,068,796 | | 1,030,040 |
| 諸経費 | | 426,547 | | 474,521 |
| 一般管理費合計 | | 11,363,925 | | 12,340,079 |
| 営業利益 | | 17,914,238 | | 17,879,061 |

（単位：千円）

| | 第31期<br>（自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日） | | 第32期<br>（自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 235,697 | | 243,048 |
| 有価証券利息 | | 523 | | 0 |
| 受取利息 | ※2 | 15,142 | ※2 | 4,601 |
| 投資有価証券償還益 | | 9,315 | | 260,190 |
| 収益分配金等時効完成分 | | 71,619 | | 278,148 |
| その他 | | 17,393 | | 4,383 |
| 営業外収益合計 | | 349,691 | | 790,372 |
| 営業外費用 | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | 152,298 | | 11,552 |
| 時効後支払損引当金繰入 | | 98,891 | | — |
| 事務過誤費 | | 421 | | 218 |
| その他 | | 5,862 | | 4,357 |
| 営業外費用合計 | | 257,473 | | 16,128 |
| 経常利益 | | 18,006,455 | | 18,653,304 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 424,605 | | 259,137 |
| ゴルフ会員権売却益 | | 1,300 | | — |
| 特別利益合計 | | 425,905 | | 259,137 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 52,623 | | 42,248 |
| デリバティブ解約損 | | — | | 126,228 |
| 有価証券評価損 | | 67,284 | | — |
| 投資有価証券評価損 | | 18,539 | | 157,482 |
| 固定資産除却損 | ※1 | 1,305 | ※1 | 13,540 |
| 減損損失 | ※3 | 42,073 | ※3 | 48,575 |
| 合併関連費用 | | 829,181 | | — |
| 特別損失合計 | | 1,011,007 | | 388,075 |
| 税引前当期純利益 | | 17,421,353 | | 18,524,367 |
| 法人税、住民税及び事業税 | ※2 | 5,796,941 | ※2 | 5,658,953 |
| 法人税等調整額 | | △1,035,591 | | 103,169 |
| 法人税等合計 | | 4,761,350 | | 5,762,122 |
| 当期純利益 | | 12,660,003 | | 12,762,244 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

第31期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 222,096 | — | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 48,527,422 | 55,868,012 | 58,090,240 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △4,107,643 | △4,107,643 | △4,107,643 |
| 当期純利益 | | | | | | | 12,660,003 | 12,660,003 | 12,660,003 |
| 合併による増加 | | 3,350,000 | 41,160,616 | 44,510,616 | | | | | 44,510,616 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | 3,350,000 | 41,160,616 | 44,510,616 | — | — | 8,552,359 | 8,552,359 | 53,062,976 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 57,079,782 | 64,420,372 | 111,153,216 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,300,727 | — | 2,300,727 | 60,390,967 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △4,107,643 |
| 当期純利益 | | | | 12,660,003 |
| 合併による増加 | 903,495 | △148,745 | 754,749 | 45,265,365 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △1,757,645 | 155,292 | △1,602,353 | △1,602,353 |
| 当期変動額合計 | △854,150 | 6,546 | △847,604 | 52,215,371 |
| 当期末残高 | 1,446,576 | 6,546 | 1,453,123 | 112,606,339 |

第32期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 57,079,782 | 64,420,372 | 111,153,216 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △26,807,312 | △26,807,312 | △26,807,312 |
| 当期純利益 | | | | | | | 12,762,244 | 12,762,244 | 12,762,244 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | — | △14,045,068 | △14,045,068 | △14,045,068 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 43,034,713 | 50,375,303 | 97,108,147 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,446,576 | 6,546 | 1,453,123 | 112,606,339 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △26,807,312 |
| 当期純利益 | | | | 12,762,244 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 48,009 | △6,546 | 41,462 | 41,462 |
| 当期変動額合計 | 48,009 | △6,546 | 41,462 | △14,003,605 |
| 当期末残高 | 1,494,586 | — | 1,494,586 | 98,602,734 |

［注記事項］

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 5年～50年 |
| 器具備品 | 2年～20年 |

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

（追加情報）

当社では退職給付制度を統合するため、平成28年９月21日に確定給付企業年金制度、退職一時金制度、確定拠出年金制度を改定し、同年10月１日より退職一時金制度、確定拠出年金制度を柱とした新制度に移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年１月31日 企業会計基準適用指針第１号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成19年２月７日 実務対応報告第２号）を適用しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株式指数先物

ヘッジ対象…投資有価証券

(3)ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

［会計方針の変更］

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

［追加情報］

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

| | 第31期<br>（平成28年3月31日現在） | 第32期<br>（平成29年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 建物 | 467,206千円 | 539,649千円 |
| 器具備品 | 897,207千円 | 1,029,950千円 |

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第31期<br>（平成28年3月31日現在） | 第32期<br>（平成29年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 預金 | 43,128,360千円 | 47,798,472千円 |
| 未収収益 | 52,753千円 | 46,963千円 |
| 金銭の信託 | 30,000千円 | 30,000千円 |
| 未払手数料 | 2,612,168千円 | 1,993,055千円 |
| その他未払金 | 2,296,632千円 | 2,071,256千円 |
| 未払費用 | 442,340千円 | 456,748千円 |

（損益計算書関係）

※1. 固定資産除却損の内訳

| | 第31期<br>（自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日） | 第32期<br>（自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日） |
|---|---|---|
| 建物 | 254千円 | 2,392千円 |
| 器具備品 | 1,051千円 | 7,791千円 |
| ソフトウェア | － | 3,356千円 |
| 計 | 1,305千円 | 13,540千円 |

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第31期<br>（自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日） | 第32期<br>（自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日） |
|---|---|---|
| 支払手数料 | 15,120,269千円 | 13,862,465千円 |
| 受取利息 | 12,609千円 | 4,375千円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,980,844千円 | 4,204,969千円 |

※3.減損損失
当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第31期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---|---|---|---|
| 静岡県裾野市 | 遊休資産（不動産） | 土地 | 35,031千円 |
| 東京都千代田区（本社） | 遊休資産（美術品） | 器具備品 | 7,041千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。
前事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、美術品については外部鑑定評価額により評価しております。

第32期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---|---|---|---|
| 東京都千代田区（本社） | 自社利用ソフトウェア<br>（遊休資産） | ソフトウェア<br>仮勘定 | 48,575千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。
当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

（株主資本等変動計算書関係）
第31期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首<br>株式数　（株） | 当事業年度増加<br>株式数　（株） | 当事業年度減少<br>株式数　（株） | 当事業年度末<br>株式数　（株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（注） | 124,098 | 87,483 | － | 211,581 |
| 合計 | 124,098 | 87,483 | － | 211,581 |

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸収合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式1株に対して当社の普通株式10.0497株を交付したことによる増加であります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 4,107,643千円

② １株当たり配当額 33,100円

③ 基準日 平成27年3月31日

④ 効力発生日 平成27年6月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 26,807,312千円

② 配当の原資 利益剰余金

③ １株当たり配当額 126,700円

④ 基準日 平成28年3月31日

⑤ 効力発生日 平成28年6月29日

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数 （株） | 当事業年度増加株式数 （株） | 当事業年度減少株式数 （株） | 当事業年度末株式数 （株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | － | － | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | － | － | 211,581 |

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 26,807,312千円

② １株当たり配当額 126,700円

③ 基準日 平成28年3月31日

④ 効力発生日 平成28年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 26,595,731千円

② 配当の原資 利益剰余金

③ １株当たり配当額 125,700円

④ 基準日 平成29年3月31日

⑤ 効力発生日 平成29年6月29日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第31期<br>（平成28年3月31日現在） | 第32期<br>（平成29年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 1年内 | 678,116千円 | 678,116千円 |
| 1年超 | 2,651,815千円 | 1,973,699千円 |
| 合計 | 3,329,932千円 | 2,651,815千円 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。なお、一部の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第31期(平成28年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 80,707,781 | 80,707,781 | － |
| (2) 有価証券 | 2,728,127 | 2,728,127 | － |
| (3) 未収委託者報酬 | 11,275,577 | 11,275,577 | － |
| (4) 投資有価証券 | 24,054,542 | 24,054,542 | － |
| 資産計 | 118,766,029 | 118,766,029 | － |
| (1) 未払手数料 | 4,866,423 | 4,866,423 | － |
| 負債計 | 4,866,423 | 4,866,423 | － |
| デリバティブ取引（※） | (3,459) | (3,459) | － |

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については(　)で表示しております。

第32期(平成29年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 69,212,680 | 69,212,680 | － |
| (2) 有価証券 | 36,210 | 36,210 | － |
| (3) 未収委託者報酬 | 10,076,022 | 10,076,022 | － |
| (4) 投資有価証券 | 24,189,921 | 24,189,921 | － |
| 資産計 | 103,514,834 | 103,514,834 | － |
| (1) 未払手数料 | 4,225,009 | 4,225,009 | － |
| 負債計 | 4,225,009 | 4,225,009 | － |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負　債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 第31期<br>（平成28年3月31日現在） | 第32期<br>（平成29年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 非上場株式 | 168,730 | 137,160 |
| 子会社株式 | 160,600 | 160,600 |
| 関連会社株式 | 159,536 | 159,536 |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 80,707,781 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 11,275,577 | － | － | － |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 2,728,127 | 9,234,321 | 9,756,778 | 5,050 |
| 合計 | 94,711,487 | 9,234,321 | 9,756,778 | 5,050 |

第32期（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 69,212,680 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 10,076,022 | － | － | － |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 36,210 | 10,703,761 | 8,324,138 | 45,606 |
| 合計 | 79,324,912 | 10,703,761 | 8,324,138 | 45,606 |

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額（千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 113,875 | 30,541 | 83,333 |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | 19,085,937 | 16,697,402 | 2,388,535 |
| | 小計 | 19,199,812 | 16,727,944 | 2,471,868 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | 7,582,857 | 7,969,134 | △386,277 |
| | 小計 | 7,582,857 | 7,969,134 | △386,277 |
| 合計 | | 26,782,669 | 24,697,079 | 2,085,590 |

第32期(平成29年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額（千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | 17,778,798 | 15,302,336 | 2,476,461 |
| | 小計 | 17,778,798 | 15,302,336 | 2,476,461 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | 6,447,333 | 6,769,569 | △322,236 |
| | 小計 | 6,447,333 | 6,769,569 | △322,236 |
| 合計 | | 24,226,131 | 22,071,906 | 2,154,225 |

3. 売却したその他有価証券

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---|---|---|---|
| 株式 | — | — | — |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | 5,649,814 | 424,605 | 52,623 |
| 合計 | 5,649,814 | 424,605 | 52,623 |

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 122,688 | 82,146 | 21,570 |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | 3,439,009 | 176,991 | 20,678 |
| 合計 | 3,561,698 | 259,137 | 42,248 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について85,823千円（その他有価証券のその他85,823千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について157,482千円（その他有価証券のその他157,482千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合、及び30％以上50％未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（デリバティブ取引関係）

第31期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要な取引はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち１年超 | 時価 |
|---|---|---|---|---|---|
| 原則的処理方法 | 株式指数先物取引　売建 | 投資有価証券 | 945,410 | － | △3,459 |
| 合計 | | | 945,410 | － | △3,459 |

（注）時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

第32期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

重要な取引はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第31期<br>（自　平成27年4月1日<br>至　平成28年3月31日） | 第32期<br>（自　平成28年4月1日<br>至　平成29年3月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 263,476 千円 | 2,997,931 千円 |
| 勤務費用 | 135,457 | 199,166 |
| 利息費用 | 19,818 | 22,711 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 113,714 | △40,934 |
| 退職給付の支払額 | △159,115 | △183,403 |
| 過去勤務費用の発生額 | － | 653,618 |
| 合併による増加 | 2,624,579 | － |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,997,931 | 3,649,089 |

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第31期<br>（自　平成27年4月1日<br>至　平成28年3月31日） | 第32期<br>（自　平成28年4月1日<br>至　平成29年3月31日） |
|---|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 196,439 千円 | 2,678,827 千円 |
| 期待運用収益 | 35,926 | 47,553 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △111,449 | 7,066 |
| 事業主からの拠出額 | 210,960 | 107,823 |
| 退職給付の支払額 | △139,379 | △142,532 |
| 合併による増加 | 2,486,329 | － |
| 年金資産の期末残高 | 2,678,827 | 2,698,738 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第31期<br>（平成28年3月31日現在） | 第32期<br>（平成29年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,422,447 千円 | 3,471,120 千円 |
| 年金資産 | △2,678,827 | △2,698,738 |
| | △256,380 | 772,381 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 575,484 | 177,969 |
| 未積立退職給付債務 | 319,103 | 950,350 |
| 未認識数理計算上の差異 | △310,139 | △207,810 |
| 未認識過去勤務費用 | － | △615,490 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 8,964 | 127,049 |
| | | |
| 退職給付引当金 | 508,142 | 590,154 |
| 前払年金費用 | △499,178 | △463,105 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 8,964 | 127,049 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第31期<br>（自　平成27年4月1日<br>至　平成28年3月31日） | 第32期<br>（自　平成28年4月1日<br>至　平成29年3月31日） |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 135,457 千円 | 199,166 千円 |
| 利息費用 | 19,818 | 22,711 |
| 期待運用収益 | △35,926 | △47,553 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 13,847 | 54,327 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | － | 38,127 |
| その他 | 65,395 | 28,533 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 198,592 | 295,314 |

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第31期<br>(平成28年3月31日現在) | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 債券 | 58.1 % | 62.9 % |
| 株式 | 35.5 | 33.3 |
| その他 | 6.3 | 3.7 |
| 合計 | 100 | 100 |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第31期<br>(平成28年3月31日現在) | 第32期<br>(平成29年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 割引率 | 0.077～0.71% | 0.061～0.90% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5～1.8% | 1.5～1.8% |

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,480千円、当事業年度146,421千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第31期<br>（平成28年3月31日現在） | 第32期<br>（平成29年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 475,116 千円 | 455,165 千円 |
| 投資有価証券評価損 | 238,391 | 242,551 |
| ゴルフ会員権評価損 | 295 | 295 |
| 未払事業税 | 185,473 | 124,367 |
| 賞与引当金 | 272,346 | 260,374 |
| 役員賞与引当金 | － | 11,509 |
| 役員退職慰労引当金 | 51,071 | 50,969 |
| 退職給付引当金 | 155,593 | 180,726 |
| 減価償却超過額 | 29,059 | 19,277 |
| 委託者報酬 | 204,395 | 217,902 |
| 長期差入保証金 | 6,344 | 14,803 |
| 時効後支払損引当金 | 78,725 | 77,490 |
| 連結納税適用による時価評価 | 309,675 | 236,450 |
| その他 | 69,525 | 68,614 |
| 繰延税金資産　小計 | 2,076,013 | 1,960,499 |
| 評価性引当額 | － | － |
| 繰延税金資産　合計 | 2,076,013 | 1,960,499 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未収配当金 | △1,228 | － |
| 前払年金費用 | △152,848 | △141,802 |
| 連結納税適用による時価評価 | △1,516 | △1,447 |
| その他有価証券評価差額金 | △639,013 | △659,638 |
| 繰延ヘッジ損益 | △2,889 | － |
| その他 | △6 | △3 |
| 繰延税金負債　合計 | △797,502 | △802,893 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,278,511 | 1,157,605 |

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 第31期<br>（平成28年3月31日現在） | 第32期<br>（平成29年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 33.06 % | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 |
| （調整） | | |
| 評価性引当額の減少 | △6.34 | |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.59 | |
| その他 | 0.02 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.33 | |

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第31期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）及び第32期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第31期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）及び第32期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税<br>役員の兼任 | 連結納税に伴う支払 | 3,980,844千円 | その他未払金 | 2,296,632千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行㈱ | 東京都千代田区 | 324,279百万円 | 信託業、銀行業 | 被所有 直接 51.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 5,895,622千円 | 未払手数料 | 805,721千円 |
| | | | | | | 事務所の賃借 | 事務所賃借料 | 223,695千円 | | |
| | | | | | | | 長期差入保証金の返還 | 885,549千円 | | |
| | | | | | | 投資の助言<br>役員の兼任 | 投資助言料 | 515,287千円 | 未払費用 | 319,698千円 |
| 主要株主 | ㈱三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958百万円 | 銀行業 | 被所有 直接 15.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 9,224,647千円 | 未払手数料 | 1,806,446千円 |
| | | | | | | 取引銀行 | コーラブル預金の預入 | 35,000,000千円 | 現金及び預金 | 35,000,000千円 |
| | | | | | | | コーラブル預金に係る受取利息 | 9,263千円 | 未収収益 | 2,372千円 |

第32期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税<br>役員の兼任 | 連結納税に伴う支払 | 4,204,969千円 | その他未払金 | 2,071,256千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行㈱ | 東京都千代田区 | 324,279百万円 | 信託業、銀行業 | 被所有 直接 51.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 5,983,874千円 | 未払手数料 | 716,117千円 |
| | | | | | | 投資の助言<br>役員の兼任 | 投資助言料 | 662,992千円 | 未払費用 | 352,297千円 |
| 主要株主 | ㈱三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958百万円 | 銀行業 | 被所有 直接 15.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 7,878,591千円 | 未払手数料 | 1,276,937千円 |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は１年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第31期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 6,398,782千円 | 未払手数料 | 898,096千円 |

第32期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 6,532,238千円 | 未払手数料 | 933,908千円 |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

| | 第31期<br>（自　平成27年4月1日<br>至　平成28年3月31日） | 第32期<br>（自　平成28年4月1日<br>至　平成29年3月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 532,213.85円 | 466,028.30円 |
| １株当たり当期純利益金額 | 66,691.34円 | 60,318.47円 |

（注）1.　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2.　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第31期<br>（自　平成27年4月1日<br>至　平成28年3月31日） | 第32期<br>（自　平成28年4月1日<br>至　平成29年3月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益金額　（千円） | 12,660,003 | 12,762,244 |
| 普通株主に帰属しない金額　（千円） | － | － |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 12,660,003 | 12,762,244 |
| 普通株式の期中平均株式数　（株） | 189,829 | 211,581 |

## ４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## ５【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

# グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）

# 信託約款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1．基本方針
この投資信託は、ファミリーファンド方式により、先進国と新興国のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2．運用方法
（1）投資対象
先進国高金利通貨オープン マザーファンドおよび新興国高金利通貨オープン マザーファンド（以下、総称して「親投資信託」といいます。）の各受益証券を通じて、先進国と新興国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。
（2）投資態度
① 親投資信託受益証券を主要投資対象とします。
② 原則として、ファンドの純資産総額に対して各親投資信託へ 2 分の 1 程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
③ 親投資信託受益証券を通じて、先進国と新興国の現地通貨建のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。
④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
イ．ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。
ロ．同一企業が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
ハ．残存期間が 3 年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。
⑤ 債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
⑥ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3．投資制限
（1）親投資信託への投資割合は、制限を設けません。
（2）株式への実質投資は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
（3）投資信託証券への実質投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
（4）同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
（5）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
（6）有価証券先物取引等は、約款第 23 条の範囲で行います。
（7）スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行います。
（8）外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
（9）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4．収益分配方針
毎月 22 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

ただし、第１期の決算時には原則として分配を行いません。
（1）分配対象収益額の範囲
経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
（2）分配対象収益についての分配方針
委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）
（3）留保益の運用方針
留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

# 追加型証券投資信託　　グローバル高金利通貨オープン（毎月決算型）　　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第１項および第２項ならびに第 33 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成 30 年１月 22 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条に規定する受益権については、1,000 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第 31 条に規定する外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）
第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第 11 条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）
②　委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
③　委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）
第 12 条　受託者は、第 3 条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）
第 13 条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 47 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
②　前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。
③　第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込総金額（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
④　第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
⑤　＜削除＞
⑥　第 4 項の規定にかかわらず、第 47 条第 2 項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。
⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）等における取引の

停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）
第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）
第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）
第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 23 条ないし第 25 条および第 32 条に定めるものに限ります。）
3. 約束手形
4. 金銭債権

（運用の指図範囲等）
第 17 条　委託者は、信託金を、主として三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国高金利通貨オープン マザーファンドおよび新興国高金利通貨オープン マザーファンド（以下、総称して「親投資信託」といいます。）の各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号、第 14 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託を除きます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 33 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに

第 22 条ないし第 25 条、第 27 条ないし第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 36 条ないし第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条ないし第 25 条、第 27 条ないし第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 36 条ないし第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）
第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（投資する株式の範囲）
第 20 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式への投資制限）
第 21 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）
第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）
第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
②　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
③　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）
第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）
第 25 条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
④　為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
⑤　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
⑥　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）
第 25 条の 2　委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）
第 26 条　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）
第 27 条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。
②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）
第 28 条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
②　前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）
第 29 条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④　第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）
第 30 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）
第 31 条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
②　前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（直物為替先渡取引の運用指図・目的）
第 32 条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するもの

とします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）
第 33 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）
第 34 条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第 35 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第 36 条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）
第 37 条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）
第 38 条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。
③　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）
第 39 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）
第 40 条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
③　前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）
第 41 条　この信託の計算期間は、毎月 23 日から翌月 22 日までとします。ただし、第 1 計算期間は平成 20 年 1 月 31 日から平成 20 年 2 月 22 日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）
第 42 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）
第 43 条　信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）
第 44 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 90 の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③　第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）
第 45 条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）
第 46 条　受託者は、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日および第 47 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 50 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 47 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）
第 47 条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③　償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
④　一部解約金は、第 50 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）
第 48 条　受益者が、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）
第 49 条　委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する販売会社が定める単位をもってその受益権を買取ることができます。
②　前項の規定にかかわらず、買取請求日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合には、当該請求に応じないものとします。
③　受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
④　受益者は、第 1 項の請求をするときは委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
⑤　委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。
⑥　前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託の一部解約）
第 50 条　受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合には、当該請求はできないものとします。
③　委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
⑤　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。
⑦　前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）
第 51 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）
第52条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
②　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
③　委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）
第53条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第54条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第55条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第56条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 57 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。
⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）
第 58 条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）
第 59 条　この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 50 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 52 条に規定する信託契約の解約または第 57 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）
第 60 条　委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）
第 60 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）
第 61 条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am.mufg.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）
第62条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）
第1条　第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
第2条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
③　第32条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

前記条項により信託契約を締結します。

平成20年1月31日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
委託者　国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

MUFG 三菱UFJ国際投信